

宮崎県食の安全・安心推進計画

～産地から食卓まで、食の安全と消費者の信頼の確保をめざして～

(令和3～7年度)

平成28年3月
(令和3年2月改定)

宮 崎 県

目 次

第 1	性格と役割 -----	1
第 2	計画の期間 -----	1
第 3	構成 -----	1
第 4	進行管理 -----	1
第 5	推進体制 -----	1
第 6	体系 -----	2
第 7	推進計画 -----	5
基本的施策Ⅰ	安全で安心できる農林水産物の生産と供給	
実行施策 1	安全・安心な農産物の生産と供給 -----	5
実行施策 2	安全・安心な畜産物の生産と供給 -----	8
実行施策 3	安全・安心な水産物の生産と供給 -----	10
実行施策 4	安全・安心な特用林産物の生産と供給 -----	13
基本的施策Ⅱ	食品等の流通、製造・加工、消費段階における安全性の確保	
実行施策 1	流通段階における安全性の確保 -----	14
実行施策 2	製造・加工・調理段階における安全性の確保 -----	15
実行施策 3	販売段階における安全性の確保 -----	17
実行施策 4	消費段階における安全性の確保 -----	19
実行施策 5	食品表示の適正化の推進 -----	20
実行施策 6	医薬品成分の含有が疑われる食品に関する対策 -----	21
基本的施策Ⅲ	食の安全・安心確保のための普及・啓発	
実行施策 1	県民、生産者及び食品関連事業者に対する普及・啓発 -----	23
実行施策 2	食育・地産地消の推進 -----	25
基本的施策Ⅳ	生産者及び食品関連事業者の自主管理体制の確立	
実行施策 1	生産者及び食品関連事業者の自主管理体制の確立 -----	27
基本的施策Ⅴ	食の安全・安心確保に向けた人材育成と資質の向上	
実行施策 1	生産者及び食品関連事業者の育成指導 -----	32
実行施策 2	行政機関における人材育成 -----	33
基本的施策Ⅵ	食の危機管理体制の充実	
実行施策 1	総合的な危機管理 -----	36
実行施策 2	食品事故対策 -----	37
実行施策 3	危機発生時の情報の共有 -----	39
基本的施策Ⅶ	食の安全・安心確保のための試験研究及び検査	
実行施策 1	食品の安全性確保に関する試験研究及び検査 -----	41
基本的施策Ⅷ	食の安全・安心確保のための各種情報の共有と連携	
実行施策 1	情報の収集及び提供 -----	48
実行施策 2	関係機関等との連携 -----	50
第 8	計画の推進 -----	53
	具体的実施事項及び目標項目一覧 -----	54

第1 性格と役割

この推進計画は、平成27年4月1日から施行した「宮崎県食の安全・安心推進条例」に基づき、食の安全・安心の確保を総合的かつ効果的に推進するため、県が取り組む施策を具体的に示しています。

また、TPPや日米貿易協定に代表される国際化の一層の進展、さらには新型コロナウイルス感染症の拡大等の中で、食を取り巻く環境がめまぐるしく変化しています。

本県は全国有数の食料供給基地であり、国際競争を勝ち抜く生産体制の構築とともに、消費者の健康で安全な食生活を守ることが必要であり、本推進計画に基づく生産から消費までの各段階での取組が重要なものとなります。

第2 計画の期間

計画の期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

ただし、期間中に、食の安全・安心をめぐる社会情勢の変化等により新たな取組み等の必要性が生じた場合には、必要に応じて見直しを行います。

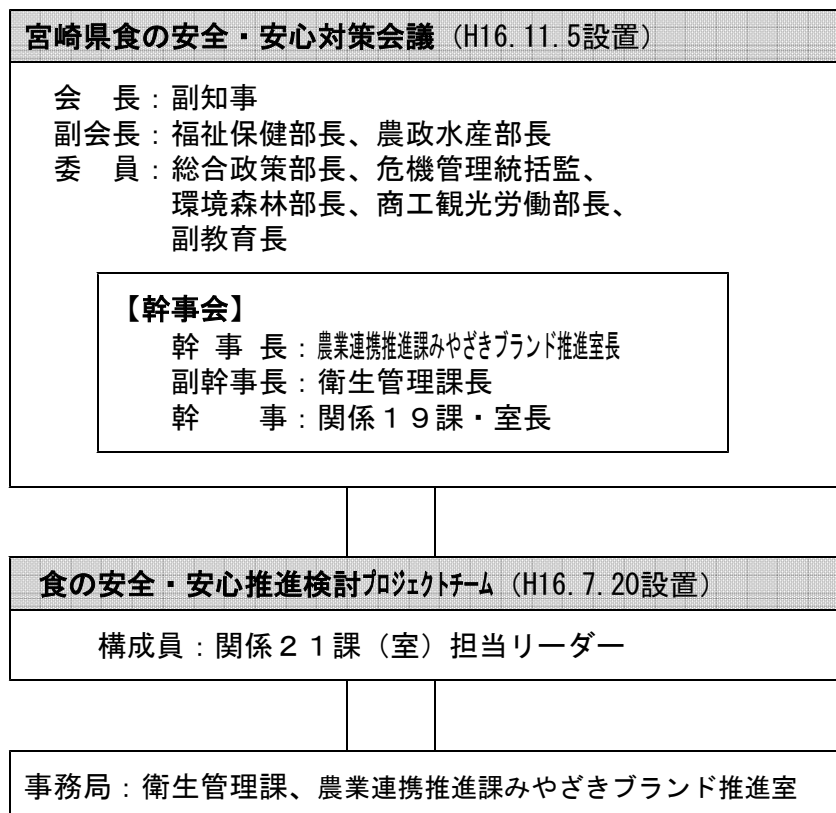
第3 構成

8つの施策に沿って、取り組む実行施策ごとに実施する行動事項及び目標項目・目標数値を掲げています。

第4 進行管理

推進計画の推進に当たっては、「宮崎県食の安全・安心対策会議」において、事業の精査や目標達成度の進行管理を行います。

第5 推進体制



第6 体系

基本的施策Ⅰ 安全で安心できる農林水産物の生産と供給

実行施策1……
安全・安心な農産物の生産と供給

【行動事項】

- ①農薬の適正使用の指導強化
- ②肥料の適正使用の指導強化
- ③農産物のトレーサビリティの推進
- ④残留農薬検査体制の堅持

実行施策2……
安全・安心な畜産物の生産と供給

【行動事項】

- ①家畜防疫体制の強化
- ②飼料・動物用医薬品の安全対策
- ③畜産物のトレーサビリティの推進

実行施策3……
安全・安心な水産物の生産と供給

【行動事項】

- ①防疫体制の充実
- ②飼育管理体制の強化
- ③貝毒モニタリングの実施
- ④水産用医薬品の適正使用の推進
- ⑤養殖魚等のトレーサビリティの推進

実行施策4……
安全・安心な特用林産物の生産と供給

【行動事項】

- ①特用林産物のトレーサビリティ等の推進

基本的施策Ⅱ 食品等の流通、製造・加工、消費段階における安全性の確保

実行施策1……
流通段階における安全性の確保

【行動事項】

- ①卸売市場等における安全対策
- ②安全対策推進に向けた市場関係者等への指導・啓発

実行施策2……
製造・加工・調理段階における
安全性の確保

【行動事項】

- ①HACCP制度化による衛生管理の向上
- ②学校給食施設における安全対策

実行施策3……
販売段階における安全性の確保

【行動事項】

- ①販売施設に対する監視指導及び収去検査
- ②県のアンテナショップ等における安全対策

実行施策4……
消費段階における安全性の確保

【行動事項】

- ①家庭内等における食中毒防止対策

実行施策5……
食品表示の適正化の推進

【行動事項】
①食品表示関係法令に基づく指導・啓発

実行施策6……
医薬品成分の含有が疑われる食品に関する対策

【行動事項】
①関係法令に基づく指導・啓発

基本的施策Ⅲ 食の安全・安心確保のための普及・啓発

実行施策1……
県民、生産者及び食品関連事業者に対する普及・啓発

【行動事項】
①食生活に関する指導・啓発
②食品衛生に関する普及・啓発
③消費生活における啓発

実行施策2……
食育・地産地消の推進

【行動事項】
①食育・地産地消推進計画に基づく食育・地産地消の推進
②「弁当の日」、「ひむか（16日）地産地消の日」及び「地産地消推進月間」等による食育・地産地消の推進

基本的施策Ⅳ 生産者及び食品関連事業者の自主管理体制の確立

実行施策1……
生産者及び食品関連事業者の自主管理体制確立

【行動事項】
①生産者（農林漁業者）の自主管理体制確立支援
②HACCP制度化による衛生管理の向上
③食品関連事業者の自主管理体制確立支援

基本的施策Ⅴ 食の安全・安心確保に向けた人材育成と資質の向上

実行施策1……
生産者及び食品関連事業者の育成指導

【行動事項】
①農業分野における人材育成
②食品衛生分野における人材育成
③健康増進分野における人材育成

実行施策2……
行政機関における人材育成

【行動事項】
①農業分野における人材育成
②食品衛生分野における人材育成
③健康増進分野における人材育成

基本的施策Ⅵ 食の危機管理体制の充実

実行施策 1 ……
総合的な危機管理

【行動事項】

- ① 平常時、危機発生時における危機管理
- ② 消費者庁等との連携

実行施策 2 ……
食品事故対策

【行動事項】

- ① 食中毒防止対策
- ② 家畜伝染病対策

実行施策 3 ……
危機発生時の情報の共有

【行動事項】

- ① 危機発生時の情報の収集と提供
- ② 消費者事故等に関する情報の収集と提供

基本的施策Ⅶ 食の安全・安心確保のための試験研究及び検査

実行施策 1 ……
食品の安全性確保に関する
試験研究及び検査

【行動事項】

- ① 生産段階における試験研究
- ② 流通段階における試験研究
- ③ HACCPに沿った衛生管理体制の充実
- ④ 製造・加工・調理・販売段階における
研究及び検査
- ⑤ 製造・加工・流通段階における工業相談
・技術指導
- ⑥ 環境保全に関する試験研究
- ⑦ 検査体制の充実強化

基本的施策Ⅷ 食の安全・安心確保のための各種情報の共有と連携

実行施策 1 ……
情報の収集及び提供

【行動事項】

- ① 情報の収集と提供
- ② 関係部局間の情報の共有と連携
- ③ 施策への県民の意見の反映
- ④ 消費者事故等に関する情報の収集と提供

実行施策 2 ……
関係機関等との連携

【行動事項】

- ① 国、関係自治体等との連携（広域的な大規模食中毒事案等への連携及び対応）
- ② 消費者庁との連携
- ③ 国への働きかけ

第7 推進計画

基本的施策 I

安全で安心できる農林水産物の生産と供給

実行施策1・・・安全・安心な農産物の生産と供給

行動事項①・・・農薬の適正使用の指導強化

現状と課題

- 農薬取締法の改正により、農薬使用者が遵守すべき農薬使用基準の創設や違反に対する罰則の強化など、農薬使用に対する規制強化が行われるとともに、特定農薬などの新たな防除資材についても規定されました。
 - 農産物に残留する農薬の摂取による人への影響について新しい評価方法（短期暴露評価※）の導入等に対応するため、農薬の適正な販売・使用について指導強化が必要となっています。
- ※短期暴露評価とは、農薬を最も残留しやすい条件で使用した特定の農産物を、一度に多量に消費した場合の急性影響による評価。

実施内容

- 農薬取締法の周知徹底を図るとともに、農薬の適正な販売・流通を図るため、農薬販売業者等に対する指導強化に取り組みます。
- 農薬の適正使用を図るため、農薬管理指導士等の育成や残留農薬分析に基づく適正使用の指導強化に取り組みます。

具体的施策

取組内容	担当課	目標項目（単位）	現況値（R元）	目標値（R7）
農薬管理指導士の育成	農業経営支援課	農薬管理指導士数（人）	1,028	1,035

行動事項②・・・肥料の適正使用の指導強化

現状と課題

- 地力低下や土壌の栄養バランスの悪化が懸念される中、土づくりにも役立つ堆肥や産業副産物由来肥料を安心して活用できるよう、肥料の品質確保を進めるとともに、農業者ニーズに柔軟に対応した肥料生産に対応するため令和2年12月に肥料取締法が一部改正されました。
- 近年、本県農地において地力低下の傾向がうかがわれることから、堆肥等、県内有効資源の活用による土づくりを推進する必要があります。

実施内容

- 肥料製造業者等が肥料の適正な製造、流通を図るとともに、農業者ニーズに対応した肥料生産が進むよう改正法を周知するとともに、啓発・指導を実施します。
- 環境負荷の一層の低減に向けた施肥技術の研究・開発・普及に取り組むとともに、有害物質による健康への影響がないよう、生産環境におけるモニタリングを実施します。

具体的施策

取組内容	担当課	目標項目（単位）	現況値（R元）	目標値（R7）
診断に基づく適正施肥の実施	農業経営支援課	土壌・作物体診断の実施	—	—

行動事項③・・・農産物のトレーサビリティーの推進

現状と課題

- ポジティブリスト制度の施行に伴う農産物への農薬残留事故等の原因究明に対応するため、生産段階における農薬や肥料の使用等の生産情報の記録・記帳を推進する必要があります。また、米穀等に関しては、米トレーサビリティー法等の規定に基づき、食品としての安全性の確保や表示の適正化、産地情報の伝達等による消費者利益の増進が求められています。

実施内容

- 消費者の信頼を勝ち得る安全・安心な農産物の生産を確保するため、生産・栽培基準に適合した管理を実施するとともに、生産履歴の記録・保存や、生産管理責任者の設置など、農業生産工程管理（GAP）の推進に取り組みます。また、米については、米トレーサビリティー制度の理解促進・法令遵守の促進に努めるとともに、問題が発生した場合は、立入検査等の適切な対応を行います。

具体的施策

取組内容	担当課	目標項目(単位)	現況値(R元)	目標値(R7)
GAP認証取得の推進	農業連携推進課みやざきブランド推進室	認証取得経営体数(件)	178	400
米トレーサビリティ体制の強化	農産園芸課	米生産履歴回収率(%)	87	95

行動事項④・・・残留農薬検査体制の堅持

現状と課題

- 農産物の残留農薬検査体制は、R元年度時点で500成分、年間5,000検体以上の分析能力を有しています。
- 一般社団法人食の安全分析センターが平成27年10月に設立され、これまでの系統組織による残留農薬分析体制と併せ、卸売市場や直売所等を含めたオールみやざきでの分析体制が構築されています。今後、分析可能農薬数の更なる拡大など、分析技術の高度化が求められています。
- JAをはじめ、卸売市場、農産物直売所等の多様な農産物流通において、残留農薬分析によるチェック体制の強化が必要です。

実施内容

- 本県農産物の安全性を訴求するため、今後はGAP(農業生産工程管理)の取組推進と併せ、引き続き残留農薬の検査体制を堅持するとともに、新規登録農薬や、輸出相手国の規制等を踏まえた農薬分析技術の高度化に取り組んでいきます。
- 特に、卸売市場や農産物直売所に供給される農産物については、研修会や残留農薬分析の実施などにより、農薬の適正使用を推進していきます。

具体的施策

取組内容	担当課	目標項目(単位)	現況値(R元)	目標値(R7)
ポジティブリスト制度に対応した農薬成分の分析及び技術開発	農業連携推進課	分析可能な農薬成分数(成分)	500	700
GAP認証取得の推進【再掲】	農業連携推進課みやざきブランド推進室	認証取得経営体数(件)	178	400

実行施策 2・・・安全・安心な畜産物の生産と供給

行動事項①・・・家畜防疫体制の強化

現状と課題

- 家畜伝染病である高病原性鳥インフルエンザについては、依然として世界的に猛威を振るっています。
- 本病が一旦発生すると、畜産農家にとどまらず、社会的に大きな影響を与えることから、発生防止対策を徹底するとともに、サーベイランス検査を実施し、監視体制を強化しているところです。
- また、生産農場においては飼養衛生管理基準の遵守を徹底し、さらなる衛生水準の向上に取り組んでいます。

実施内容

- 今後とも、より一層の防疫体制を構築するため、監視体制の強化等に加え、農場の衛生水準の更なる向上や家畜保健衛生所における迅速かつ的確な検査体制の整備等に取り組めます。

具体的施策

取組内容	担当課	目標項目（単位）	現況値（R元）	目標値（R元）
世界各国での高病原性鳥インフルエンザの発生を受けて、国内での発生防止監視体制の強化	家畜防疫対策課	サーベイランス検査数(農場)	139	130

行動事項②・・・飼料・動物用医薬品の安全対策

現状と課題

- 安全な畜産物を生産するため、飼料は「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（飼料安全法）」により、また、動物用医薬品は「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（医薬品医療機器等法）」により、製造から販売・使用の各過程において各種の規制がなされています。
- 特に、牛海綿状脳症（BSE）の発生を防止するため、原因として可能性の高い肉骨粉等については、製造段階から牛飼料への混入防止を徹底し、牛への誤用・流用防止の徹底が図られています。
- 製造・販売業者や家畜診療施設等の監視指導を実施するとともに、成分や表示等の検査や畜産農家への啓発を行っています。

実施内容

- 今後とも、健康な家畜を飼養し、安全な畜産物を生産するため、広く適正な製造や販売・使用を推進します。

具体的施策

取組内容	担当課	目標項目（単位）	現況値（R元）	目標値（R7）
飼料への肉骨粉等の混入検査・分析（対象：飼料製造業者、畜産農家）	畜産振興課	分析検体数（件）	159	150

行動事項③・・・畜産物のトレーサビリティーの推進

現状と課題

- 消費者が求める牛肉への安全・安心、信頼等を確保することを目的とした牛肉のトレーサビリティー法が導入され、店頭等において牛肉に表示された10桁の個体識別番号により、消費者が正確な生産履歴情報を確認することができます。

実施内容

- 牛肉では生産履歴情報等、生産者及び消費者がより情報を活用できるようにシステム維持及び更新を図っています。
- 牛肉以外の畜産物についても、トレーサビリティーシステムの導入や生産情報公表 J A S（生産情報を消費者に正確に伝えていることを第三者機関が認定する J A S 規格）の取組を推進します。
- 畜産物（食品）の安全を確保するため、より良い生産工程管理を実現する畜産 G A P の取組を推進します。

具体的施策

取組内容	担当課	目標項目（単位）	現況値（R元）	目標値（R7）
肉豚生産における生産履歴情報の整備、推進	畜産振興課	宮崎ブランドポークの指定生産農場数（農場）	74	80

実行施策 3・・・安全・安心な水産物の生産と供給

行動事項①・・・防疫体制の充実

現状と課題

- カンパチの種苗など、養殖用種苗の輸入により、国外から疾病が持ち込まれることが懸念されます。
- 養殖用種苗をはじめ、魚介類が輸入される現状を踏まえ、的確な情報管理と適正な疾病対策の強化が必要です。

実施内容

- 今後とも、国内外の疾病等情報を的確に把握し、関係者に情報を迅速に提供します。
- 関係者間の連携を強化し、疾病の侵入・まん延の防止や、養殖ニーズに的確に対応した良質種苗の安定供給体制づくりを推進します。

具体的施策

取組内容	担当課	目標項目（単位）	現況値（R元）	目標値（R元）
養殖衛生管理指導の実施	漁村振興課	養殖衛生管理指導を実施した経営体の割合（%）	100	100

行動事項②・・・飼育管理体制の強化

現状と課題

- 現在、海面養殖を行っている漁協においては、持続的な漁場の利用と安全な養殖魚を生産することを目的に持続的養殖生産確保法に基づく「漁場改善計画」を策定し、養殖業者自らが養殖漁場の環境改善に取り組んでいます。
- 県では「海面魚類養殖指導指針」に基づき、適正な漁場管理及び飼育管理を指導しています。

実施内容

- 安全な養殖魚を生産するための適正な飼育管理と将来を見据えた漁場利用体制を確立するため、改正された「海面魚類養殖指導指針」を基に、引き続き関係漁業者へ指導を行います。

具体的施策

取組内容	担当課	目標項目（単位）	現況値（R元）	目標値（R7）
漁場改善計画の実践・指導	漁村振興課	漁場改善計画の実践・指導を行った地区数（地区）	5	5

行動事項③・・・貝毒モニタリングの実施

現状と課題

- 二枚貝は、プランクトンが原因で毒化されることが分かっています。県では、二枚貝の毒化状況を定期的に検査し、この結果、蓄積された毒力が厚生労働省の基準を超えた場合や人身被害が発生した場合には、関係漁協等に出荷規制を通知するとともに、関係団体等に貝毒情報を周知しています。また、毒力の基準値を下回るまで定期的に検査を継続し、その結果を関係団体等に周知しています。
- 今後も、毒化した二枚貝の摂取による人身被害を未然に防止するため、毒化状況を的確に把握し、関係団体等への迅速な貝毒情報の提供が必要です。

実施内容

- 二枚貝の毒化状況の検査の実施、また、関係部局との連携による迅速な貝毒情報の提供により、人身被害の未然防止を図ります。

具体的施策

取組内容	担当課	目標項目（単位）	現況値（R元）	目標値（R7）
二枚貝の毒化状況調査	水産政策課	貝毒調査回数（回）	42	46

行動事項④・・・水産用医薬品の適正使用の推進

現状と課題

- 魚介類の養殖生産過程で疾病が発生した場合には、必要に応じて水産用医薬品等が使用されています。
- 養殖魚が安全な食品として生産されるよう、養殖業者に対して水産用医薬品の適正使用

及び健康な養殖魚の生産等を指導しています。

実施内容

- 今後とも、安全な養殖魚を消費者に提供するため、養殖管理の徹底等による疾病発生防止や疾病が発生した場合の病魚の検査及び水産用医薬品の適正使用等の指導を行っていきます。

具体的施策

取組内容	担当課	目標項目（単位）	現況値（R元）	目標値（R7）
水産用医薬品適正使用に係る指導	漁村振興課	水産用医薬品使用に係る指導を行った件数（件）	4	3

行動事項⑤・・・養殖魚等のトレーサビリティの推進

現状と課題

- 養殖ヒラメによる食中毒の発生や原子力発電所事故に伴う風評被害に見られるように、水産物の安全・安心に対する消費者の不安が高まっている中、養殖魚の安全性を明示するための検査結果や生産履歴情報の提供が求められています。

実施内容

- 関係団体等と連携を図りながら、餌や投薬等の飼育日誌の記帳を促進し、消費者に安全なものを安心して購入してもらうための必要な検査の実施や適正な飼育管理と生産履歴情報の提供を推進します。

具体的施策

取組内容	担当課	目標項目（単位）	現況値（R元）	目標値（R7）
養殖魚のトレーサビリティの推進	漁村振興課	養殖履歴作成経営体の割合（%）	88	100

実行施策 4・・・安全・安心な特用林産物の生産と供給

行動事項①・・・特用林産物のトレーサビリティ等の推進

現状と課題

- 乾しいたけを中心とする本県特用林産物は、無農薬栽培であることを基本に、安全な食品であることを前提に消費・販路拡大やPR活動等を行っています。
- 原子力発電所事故に伴う風評被害に見られるように、食品に対する消費者ニーズは「安全・安心」をより一層求められていることから、詳細な栽培情報を提供する必要があります。

実施内容

- 県産乾しいたけのトレーサビリティの定着や食品表示法に基づく表示の適正化などに係る取組を促進し、消費者の安全・安心な食品に対するニーズに応えます。

具体的施策

取組内容	担当課	目標項目（単位）	現況値（R元）	目標値（R7）
乾しいたけのトレーサビリティの推進	山村・木材振興課	トレーサビリティシステム導入団体数（業者）	9	14

基本的施策Ⅱ

食品等の流通、製造・加工、消費段階における安全性の確保

実行施策1・・・流通段階における安全性の確保

行動事項①・・・卸売市場等における安全対策

現状と課題

- 市場等に流通する食品等の安全性を確保するため、卸売市場等に対する監視指導及び食品等の収去検査を実施し、食品衛生法等に違反する食品等を市場等から排除しています。

実施内容

- 特に、有毒・有害な動植物性食品（ドクサバフグ、毒きのこ等）、食品衛生法に規定する農薬や抗菌性物質の基準に違反する農林水産物が市場に流通しないよう、関係部局と連携した監視指導を実施します。
- 適正表示の確認の指導、安全な農林水産物入荷のチェック体制の充実・強化を図ります。
- 違反食品等発生時の当該食品の回収等を迅速に行うため、トレーサビリティを確保できる農林水産物の入荷・出荷に関する記録・保存を指導します。

具体的施策

取組内容	担当課	目標項目（単位）	現況値（R元）	目標値（R7）
保健所の食品衛生監視員による卸売市場等の監視指導や食品の収去検査の実施	衛生管理課	監視率（青果市場及び魚介類せり売り営業）（％）	100	100
		食品検査率（％）	100	100

行動事項②・・・安全対策推進に向けた市場関係者等への指導・啓発

現状と課題

- 卸売市場では、HACCPに沿った衛生管理の実施とともに、安全対策強化への取組として、関係者へのトレーサビリティに関する研修や生産者に対する記帳指導、自主的な残留農薬の検査指導を行っています。

実施内容

- 県では、これらの自主的な取組を支援しながら、引き続き衛生管理や安全対策の充実強化が図られるよう、市場関係者への指導・啓発を進めます。

具体的施策

取組内容	担当課	目標項目（単位）	現況値（R元）	目標値（R7）
卸売市場における衛生管理・安全対策等の充実を図るための指導・啓発の推進	農業連携推進課	研修会・講習会等の開催	1	1
拠点水産市場の高度衛生化のための取組支援	漁村振興課	高度衛生管理（基準レベル2項目の8割達成）箇所数（箇所）	5	6

実行施策2・・・製造・加工・調理段階における安全性の確保

行動事項①-1・・・HACCP制度化による衛生管理の向上（と畜場、食鳥処理場）

現状と課題

- 食の安全に対する関心が高まる中、食中毒菌等の汚染防止対策や残留抗生物質等の混入防止など、安全で衛生的な食肉の処理が求められています。
- HACCPの制度化により、より安全で衛生的な食肉・食鳥肉提供のため、と畜及び食鳥処理業者の自主管理及び食肉衛生検査所による検証の充実を図る必要があります。

実施内容

- 食肉衛生検査所では、疾病排除の検査、衛生指導、有害残留物質検査を引き続き実施していきます。
- と畜場及び食鳥処理場が実施しているHACCPプランの査察・検証をと畜検査員及び食鳥検査員が行っていきます。

具体的施策

取組内容	担当課	目標項目（単位）	現況値（R元）	目標値（R7）
食肉衛生検査所での有害残留物質の排除	衛生管理課	食品衛生監視指導計画に基づいた残留抗生物質検査数（%）	100	100
と畜・食鳥処理場の衛生管理状況の確認	衛生管理課	HACCPに基づいた検証・査察（回）	16	16

行動事項①-2 ・ ・ ・ HACCP制度化による衛生管理の向上
（製造・加工・調理施設）

現状と課題

- 食品衛生監視員が、食品関係営業施設や集団給食施設に定期的に立ち入り、業種毎のHACCP手引書等に沿った衛生管理状況等を検証していくとともに表示事項の確認等について監視・指導を実施していく必要があります。

実施内容

- 特に、食品等の製造・加工技術の高度化に対応するため、監視指導マニュアルを整備し、食品衛生監視指導計画に基づく計画的な監視指導を実施するとともに、高齢者、子ども等を対象とする集団給食施設や大量調理施設に対して、国が定めた「大量調理施設衛生管理マニュアル」により監視指導を徹底します。
- 大規模製造業におけるHACCPによる衛生管理の向上を推進し、製造に不備があった場合は、迅速に回収等ができる体制作りを支援します。
- 加工食品の安全性を確保するため、検証としての自主検査体制の充実を図るとともに、収去検査を実施し、HACCPの検証を行うとともに食品衛生法の成分規格等に違反する食品等を市場から排除します。

具体的施策

取組内容	担当課	目標項目（単位）	現況値（R元）	目標値（R7）
保健所の食品衛生監視員による食品製造・加工等の営業施設の監視指導や食品の収去検査の実施	衛生管理課	監視率（製造業、飲食店等の調理施設及び給食施設）（%）	93.9	100
		食品検査率（%）【再掲】	100	100

行動事項②・・・学校給食施設における安全対策

現状と課題

- 学校給食においては、一旦食中毒等の事故が発生すればその被害が大規模化する可能性が高いことから、衛生管理の徹底を図ることが大変重要となっています。
- 県教育委員会では、市町村教育委員会に対して、学校給食法第9条「学校給食衛生管理基準」に沿った安全な学校給食が実施されるように指導・助言を行っています。
- 学校給食施設においては、調理従事者の健康状態や使用水・食材・調理作業内容等の日常点検を行うとともに、学校薬剤師や保健所等の協力を得て、施設設備や食材の保管状況等の定期点検を実施し、安全対策に努めています。

実施内容

- 今後とも、施設のドライシステム化、安全な食材購入、適正な調理作業がなされるよう指導助言に努めるなど、さらに安全対策を推進します。

具体的施策

取組内容	担当課	目標項目（単位）	現況値（R元）	目標値（R7）
保健所の食品衛生監視員による学校給食施設の監視指導や食品の収去検査の実施	衛生管理課	監視率（学校給食施設）（％）	100	100
		食品検査率（％）【再掲】	100	100
学校給食法第9条「学校給食衛生管理基準」に基づく衛生管理の推進	スポーツ振興課	調理作業工程表、作業動線図を毎日作成している学校等の割合（％）	99	100

実行施策3・・・販売段階における安全性の確保

行動事項①・・・販売施設に対する監視指導及び収去検査

現状と課題

- 食品衛生監視員が、小売店舗等の立入調査を実施し、営業施設の管理運営基準や施設基準、食品の保存基準の遵守状況等について監視指導を実施しています。
- 販売される食品等の収去検査を実施し、食品衛生法に規定する食品等の成分規格等に違反する食品等を排除しています。

実施内容

- 今後は、食品等の多様化や流通の広域化等に対応するため、監視指導マニュアルを整備するとともに、食品衛生監視指導計画を策定し、計画的な監視指導を実施します。
- 事業者等による自主検査管理体制の充実・強化を図ります。

具体的施策

取組内容	担当課	目標項目（単位）	現況値（R元）	目標値（R元）
保健所の食品衛生監視員による販売施設の監視指導や食品の収去検査の実施	衛生管理課	監視率（販売業）（％）	100	100
		食品検査率（％）【再掲】	100	100

行動事項②・・・県のアナテナショップ等における安全対策

現状と課題

- 県では、宮崎・東京にアナテナショップを設置するとともに、その運営を委託している（公社）宮崎県物産貿易振興センター（以下、「センター」という。）と連携して、大都市圏を中心に物産展等を開催するなど、県産品の販路拡大に取り組んでいます。
- こうしたアナテナショップや物産展等においては、消費者等からの本県産品の安全・安心に対する信頼を確保する運営が必要であり、センターでは、商品の展示・委託販売に際して商品チェックを行っています。
- また、センターでは、日頃から県内企業に対し商品表示に関する指導・助言を行うとともに、食品表示や食品衛生に関する研修会を実施しています。
- 県では、センターと連携しながら、消費者へ安全で高品質な県産品をPRするとともに、生産者の法令遵守の意識啓発や安全・安心な商品の開発能力向上に努めています。

実施内容

- 今後とも、県はセンターと連携しながら、県内企業等の安全・安心な県産品の開発や販路拡大の取組を積極的に支援するとともに、消費者等に対し安全・安心な県産品のPR、提供に努めます。

具体的施策

取組内容	担当課	目標項目（単位）	現況値（R元）	目標値（R元）
物産の製造事業者等を対象とした「食品表示研修会」の実施 アンテナショップ、物産展等出展の際の商品チェックや日頃からの表示に関する指導助言	オールみやざき営業課	食品表示研修会受講者数（人）	84	100

実行施策4・・・消費段階における安全性の確保

行動事項①・・・家庭内等における食中毒防止対策

現状と課題

- 家庭を原因とする食中毒が散発していることから、家庭における食中毒を防止するため、国が定めた「家庭でできる食中毒予防の六つのポイント」等により予防方法の普及・啓発に努めています。
- 県の食中毒統計によると、家庭を原因とする食中毒は過去10年間で全体の約2割を占めています。衛生的に製造・加工・調理された食品であっても、消費者段階で衛生管理を怠ると食中毒を防ぐことはできません。

実施内容

- 家庭における食中毒を防止するため、関係機関と連携しながら、「家庭でできる食中毒予防の六つのポイント」等の家庭用マニュアルにより、予防方法の普及・啓発に努めます。
- 家庭内での食中毒の多くが、アニサキス等の寄生虫や自然毒によるものが多いため、リーフレット等により予防の普及啓発に努めます。

具体的施策

取組内容	担当課	目標項目（単位）	現況値（R元）	目標値（R元）
食品営業施設関係者や消費者に対し、食品衛生意識を啓発し、食中毒等の食品による健康被害の防止	衛生管理課	食中毒発生件数（件） （一人事例を含む）	23	0
		食品衛生講習会実施回数（回）	315	320
		食中毒注意報の発令（回）	1	—

実行施策5・・・食品表示の適正化の推進

行動事項①・・・食品表示関係法令に基づく指導・啓発

現状と課題

【食品表示法（保健事項）及び健康増進法関係】

- 食生活が多様化し、様々な食品が流通する中、消費者が安心して個々の食生活状況に応じた食品の選択ができるよう正しい栄養成分表示がなされることが必要です。
- 健康志向の高まりから健康食品が氾濫している中、食品の不適切な栄養成分表示や虚偽誇大広告等による健康被害から消費者を守らなければなりません。
- 食品の栄養成分表示や保健機能食品制度（「特定保健用食品」「栄養機能食品」「機能性表示食品」）等について、消費者や食品関連事業者等に対し、さらに周知する必要があります。

【食品表示法（衛生事項）及び食品衛生法関係】

- 製造・加工・調理段階における適正な表示の確認については、食品衛生監視員が製造施設等に立ち入り、監視指導を行っています。

【不当景品類及び不当表示防止法関係】

- 県では、事業者に対して、食品の品質・規格その他の内容について消費者に誤認を与えることのないよう適正な表示を行うことを指導しています。

【食品表示法（品質事項）関係】

- 消費者が正しい情報を基に食品を選択できるよう、国との連携のもと、食品関係事業者を対象とした個別巡回調査指導、食の安全・安心相談窓口の設置、研修会の開催等により食品表示の適正化を推進しています。
- この結果、比較的大きな事業者については適正化が図られてきたところですが、一部の中小零細事業者において、表示制度への認識不足や商品の管理体制の不備等に起因する不適切な表示が依然として見受けられるところです。

実施内容

【食品表示法（保健事項）及び健康増進法関係】

- 食品関連事業者等と連携して栄養成分表示の活用方法や保健機能食品の適切な利用方法について、消費者に周知啓発を図ります。
- 食品の栄養成分表示等の適正化を図るため、食品関連事業者等に対し、関係法令の周知及び指導を行い、自主的法令遵守を促します。

【食品表示法（衛生事項）及び食品衛生法関係】

- 今後とも、関係部局による情報の共有と連携を図りながら、関係法令に基づく適正な食品表示について周知を図るとともに、効果的かつ効率的な監視指導等を実施します。

【不当景品類及び不当表示防止法関係】

- 今後とも、関係部局との連携を図りながら事業者への啓発・指導を行い、食品表示の適正化を推進します。

【食品表示法（品質事項）関係】

- 個別巡回調査指導や定期的な研修会の開催など、表示制度に関する知識の継続的な普及啓発に努めるとともに、食品関連事業者等に対し、関係法令の周知・指導を行います。また、関係部局間の情報共有と連携を図りながら表示の適正化を効果的に推進します。

具体的施策

取組内容	担当課	目標項目（単位）	現況値（R元）	目標値（R7）
保健所の食品衛生監視員による食品営業施設等の監視指導や食品の収去検査の実施	衛生管理課	監視率（％）	98	100
		食品検査率（食品添加物等）（％）	100	100
乾しいたけの食品表示関係法令に基づく調査	山村・木材振興課	調査商品件数（件）	655	680
		適正な表示商品件数の割合（％）	95.6	100
食品の適正な原産地表示普及のための個別巡回調査	農業連携推進課 みやざきブランド推進室	個別巡回調査店舗数（件）	—	400
食品関連事業者等に対する栄養成分表示や保健機能食品制度等についての周知・指導	健康増進課	必要に応じて実施（回）	98	—

実行施策6・・・医薬品成分の含有が疑われる食品に関する対策

行動事項①・・・関係法令に基づく指導・啓発

現状と課題

- 健康やダイエットへの関心が高まり、健康食品に対するニーズが増大する中、医薬品成分を含有するダイエット用食品等（無承認無許可医薬品）が流通販売され、これらを購入した方の健康被害が報告されています。
- これら医薬品成分の含有が疑われる違法な健康食品等の多くは、インターネットや個人輸入により入手されていることが判明しています。しかも、病気や疾病に対する治療や予防等に関する誇大な表示や広告を伴い、消費者の購買意欲を増大させることから、今後も同様の事例の発生が懸念されます。
- 県では、健康食品による健康被害の情報を得た場合には、速やかに調査を実施します。当該食品等の成分検査の結果、医薬品成分が確認されたときは、当該製品の販売業者に対する指導取締を行うとともに、製品名を公表して県民への周知を図り、併せて各保健所に相談窓口を設置し、被害拡大の防止に努めています。

実施内容

- 今後とも、各保健所等において、医薬品成分の含有が疑われる健康食品等に関する苦情や相談に対応するとともに、国・各県や関係団体との連携を強化し、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（医薬品医療機器等法）に抵触する違法な健康食品等に関する情報を積極的に収集します。

具体的施策

取組内容	担当課	目標項目（単位）	現況値 （R元）	目標値 （R7）
医薬品販売業者等の監視指導 及び医薬品等の副作用等の危 害防止	医療薬務課 薬務対策室	薬局・医薬品販売業の目標監 視率（%）	196	100

基本的施策Ⅲ

食の安全・安心確保のための普及・啓発

実行施策１・・・県民、生産者及び食品関連事業者に対する普及・啓発

行動事項①・・・食生活に関する指導・啓発

現状と課題

- 食生活を取り巻く社会環境の変化や、健康に対する意識や関心の違いなどから、個人あるいは家庭間の食生活状況の格差が大きくなっています。
- 栄養の偏りや食習慣の乱れなどから、肥満や生活習慣病が問題となっています。
- 食生活への関心は高いものの、健康的な食生活につながっていない状況があり、健全な食生活に必要な知識の習得や具体的な取組を実践するには、より充実した指導や効果的な啓発が必要です。
- 近年、健康情報が氾濫している中で、正しい情報を提供することが重要です。

実施内容

- 「健康みやざき行動計画２１（第２次）」に基づき、県民一人ひとりが望ましい食生活を通じた健康づくりに取り組めるよう、次のとおり支援します。
 - ① 野菜や食塩摂取量等の適正化に向けて、主食・主菜・副菜を組み合わせた栄養バランスのよい食事など、栄養・食生活に関する情報提供を促進します。
 - ② 地域において、栄養改善活動を実践する食生活改善推進員の増加、設置市町村数の増加を図ります。
 - ③ 栄養改善活動に関わる市町村栄養士の配置促進を行います。

具体的施策

取組内容	担当課	目標項目（単位）	現況値（R元）	目標値（R7）
野菜摂取量増加の普及啓発	健康増進課	1日平均野菜摂取量（g）	278	350
地域における栄養改善活動実践者の組織化と強化	健康増進課	食生活改善推進員の数（人）	817	1500
		食生活改善推進協議会を設置している市町村の割合（％）	73	100
栄養改善活動に携わる栄養士の配置	健康増進課	行政栄養士を配置している市町村の割合（％）	100	100

行動事項②・・・食品衛生に関する普及・啓発

現状と課題

- 食品衛生法に基づき、教育活動及び広報活動を通じた食品衛生に関する正しい知識の普及を図ることが必要となっています。
- 消費者等に対して食品衛生講習会やテレビ・ラジオ等マスメディアによる普及・啓発を実施し、食品衛生に関する知識の普及並びに食品の衛生的な取扱いについて啓発を行っています。
- 食中毒事故の防止と衛生管理の向上を図るため、毎年8月を「食品衛生月間」と定め、県民、食品関連事業者に対し、食品衛生思想の普及・啓発について努めるものとします。

実施内容

- 今後さらに、消費者が安全な食品を選択し、食品の特性に応じた衛生的な取扱いができるよう各種講習会を開催し、衛生教育の充実を図ります。

具体的施策

取組内容	担当課	目標項目（単位）	現況値（R元）	目標値（R7）
食品営業施設関係者や消費者に対し、食品衛生意識を啓発し、食中毒等の食品による健康被害の防止	衛生管理課	食中毒発生件数（件） （一人事例を除く）【再掲】	5	0
		食品衛生講習会実施回数（回） 【再掲】	315	320
		食中毒注意報の発令（回） 【再掲】	1	—

行動事項③・・・消費生活における普及・啓発

現状と課題

- 産地偽装や食中毒、外食メニューの不当表示の問題など、消費者の食の安全・安心に対する関心は高まっており、消費者に対する正しい知識の情報提供と消費者の不安に対応する必要があります。
- 消費生活センターにおいて、食品の安全性や表示等について、各種講座や情報誌、ホームページ等により啓発や情報提供を行っています。

実施内容

- より多くの消費者が、食品の安全性や表示について正しく必要な知識を身につけることができるように、関係部局・機関と連携して、様々な情報媒体を利用し、分かりやすくて確かな情報を迅速に提供するように努めます。

- 消費者の食の安全・安心に関する疑問や、食についての不安に対応するため、食の安全・安心相談窓口を設置し、本県の食における信頼性の向上を図ります。

具体的施策

取組内容	担当課	目標項目（単位）	現況値（R元）	目標値（R7）
消費生活センターで実施する食品の安全性や表示等に関する各種講座や情報誌等による啓発・情報提供	生活・協働・男女参画課	分かりやすくて確かな情報の迅速な提供	—	—
食の相談窓口において消費者の食の安全・安心に関する疑問等に対応	衛生管理課 農業連携推進課 みやざきブランド推進室	相談窓口の設置数	19	19

実行施策2・・・食育・地産地消の推進

行動事項①・・・食育・地産地消推進計画に基づく食育・地産地消の推進

現状と課題

- 生活習慣病の増加や、高い肥満者の割合など県民の身体の健康は改善の余地が大きい状況にあります。
- 県民一人ひとりに「健全な食生活」を実践する意識や知識を十分に浸透させていくためのきめ細やかな食育の推進が必要となっています。
- 職場でのメンタルヘルス不調者の実態や孤食など、県民の心の健康が十分に保たれていない状況にあります。
- 食を通じた「いのちの恵み」や食の持つ「温かさ」など、県民の心を豊かにする食育の推進が必要となっています。
- また、新型コロナウイルス感染症の拡大を受けて、消費者の国産回帰や田園回帰をはじめ、県産県消といった県産農畜水産物の応援消費の気運が高まっています。

実施内容

- 宮崎県食育・地産地消推進計画に基づき、みやざきの食と農を考える県民会議を核に次のとおり推進していきます。
 - ① 県民の食を選択する力づくりとして、ライフステージに応じた食育を推進します。
 - ② 食を通じた健康づくりや地域の実態や特性を生かした普及啓発活動に取り組み、県民の食への理解醸成を推進します。
 - ③ 県民の食生活に関する調査を継続的に実施するとともに、食の安全・安心・健康にかかる情報提供を推進します。

- ④ 食の大切さ、楽しさを実感できる場づくりやいのちの恵みを実感できる食の教育の場づくりを推進し、県民の心を豊かにするための機会の創出に取り組みます。
- ⑤ 食品ロス（食べられるのに捨てられる食品）削減の取組を行い、食の大切さを理解し、「もったいない」意識の向上を目指します。
- ⑥ 変化する食生活に対応した食育活動や食の栄養・機能性に関する研究拠点の整備等を行い、県民の心身を健康にするための新しい食生活の提案を推進します。
- ⑦ 生産者、事業者及び消費者の交流促進や食の安全・安心体制の構築に取り組むとともに、地産地消を身近なところから実践するため、「ジモ・ミヤ・ラブ」を合い言葉に、県産県消として本県食材の応援消費や加工業者・飲食店等での積極的な活用を推進します。

具体的施策

取組内容	担当課	目標項目（単位）	現況値（R元）	目標値（R7）
野菜摂取量増加の普及啓発【再掲】	健康増進課	1日平均野菜摂取量（g）【再掲】	278	350

行動事項②・・・「弁当の日」、「ひむか（16日）地産地消の日」及び「地産地消推進月間」等による食育・地産地消の推進

現状と課題

- 食育・地産地消を一体的に推進し、県民主体の食育・地産地消運動を促進するためには、継続的な普及活動を実施し、県民が自発的に運動に取り組む機運を醸成する必要がある。

実施内容

- 自らの「食」に目を向け、作り手や食材等への感謝の心や、食事を自ら調理・選択できる実践力を培うために、「弁当の日」の取組を推進します。
- 「ひむか（16日）地産地消の日」及び「地産地消推進月間」を通して家庭・学校・地域等における地場産物の活用を高める取組を推進します。

具体的施策

取組内容	担当課	目標項目（単位）	現況値（R元）	目標値（R7）
食育・地産地消の推進	農業連携推進課みやざきブランド推進室	地場産・宮崎県産を意識して購入する県民の割合（%）	35.7	50

基本的施策Ⅳ

生産者及び食品関連事業者の自主管理体制の確立

実行施策 1・・・生産者及び食品関連事業者の自主管理体制の確立

行動事項①-1・・・生産者（農林漁業者）の自主管理体制確立支援（耕種農家）

現状と課題

- 不適正な農薬の使用や残留農薬の問題等により、農産物の生産過程における農薬使用等に対して不安を感じている消費者が少なくありません。
- 県では、農薬の適正使用に対する啓発・指導をはじめ、農薬使用状況等の生産情報の記帳・管理を推進するとともに、農産物の残留農薬分析を出荷前に行える全国トップの技術開発と体制づくりを進めています。

実施内容

- 今後は、合理的な病虫害防除を達成するため、病虫害発生予察情報の高度化をはじめ、微生物農薬や天敵、防除資材等を活用した総合的作物管理体系の開発・普及を推進するとともに、生産情報管理や残留農薬分析の体制強化を図るなど、更に安全な農産物の供給に向けた自主管理体制の確立を支援していきます。
- 安全な農産物の生産や環境に配慮した農業等を実現するため、GAPの取組を推進します。
- 農薬管理指導士の確保並びに西臼杵支庁・各農林振興局（農業改良普及センター）と連携し、生産者に対して研修を行う等、農薬適正使用の推進を図ります。

具体的施策

取組内容	担当課	目標項目（単位）	現況値（R元）	目標値（R元）
生産者に対する農薬の適正使用の啓発・指導	農業経営支援課	生産者に対する研修会の開催（回）	12	22

※生産者、農薬を取り扱う関係者等を含めた研修会

行動事項①—2・・・生産者（農林漁業者）の自主管理体制確立支援（畜産農家）

現状と課題

- 家畜伝染病予防法に基づき、家畜（牛・豚・鶏）の所有者が守らなければならない飼養衛生管理基準が定められ、生産段階で日常行われている衛生管理が家畜伝染病の発生予防のために家畜の所有者に与えられた責務とされています。
- この飼養衛生管理基準の遵守を徹底し、畜産農家の衛生水準のさらなる向上に取り組んでいく必要があります。

実施内容

- 今後、家畜伝染病の発生を防止するとともに、安全・安心な畜産物を供給していくため、飼養衛生管理基準の遵守指導に努めるとともに、より高度な家畜の飼養管理の理解促進を図り、生産農場における衛生管理の向上・畜産物の安全性確保についての啓発を進めます。
- 安全な畜産物の生産や環境に配慮した農業等を実現するため、畜産GAPの取組を推進します。

具体的施策

取組内容	担当課	目標項目（単位）	現況値（R元）	目標値（R元）
家畜（牛・豚・鶏）の所有者が遵守すべき「飼養衛生管理基準」の徹底	家畜防疫対策課	巡回農場数（農場）	4,636	4,500

行動事項①—3・・・生産者（農林漁業者）の自主管理体制確立支援（水産業者）

現状と課題

- 水産物についても生産履歴情報等の積極的な提供が求められており、また、水揚げから加工・流通に至る一貫した衛生管理が必要となっています。
- 生産現場では、衛生管理に配慮した水産物の取扱いが必要であり、また、養殖生産者による疾病防除対策等に対する技術的支援が必要です。

実施内容

- 高度衛生管理型の荷捌き施設等の整備、衛生管理に配慮した取扱い方法、養殖生産者自らが行う疾病防除対策等について、技術的指導をさらに推進します。

具体的施策

取組内容	担当課	目標項目（単位）	現況値（R元）	目標値（R7）
養殖衛生管理指導の実施【再掲】	漁村振興課	養殖衛生管理指導を実施した経営体の割合（%）【再掲】	100	100

行動事項②－１・・・HACCP制度化による衛生管理の向上（食品営業者）

現状と課題

- 食品衛生法に基づき、食品営業者はHACCPの考え方に基づき自主的な食品の安全確保に努め、飲食に起因する危害の発生を防止する責務を有することが規定されています。
- 県では、食品営業者自らが組織する（公社）宮崎県食品衛生協会に対して技術的な支援を行い、食品衛生の向上を図っています。
- （公社）宮崎県食品衛生協会では、食品営業者の中から食品衛生指導員を養成し、営業施設に対し、HACCPの考え方に基づいた指導等を行い、食品衛生意識の向上及び自主衛生管理体制の確立を図っています。

実施内容

- 食品営業者自らが、HACCPの考え方に基づき食品の安全確保について第一義的責任を有していることを認識し、その責務を適切に果たせるよう支援します。
- 食品営業者やその団体等に対して自主衛生管理体制の整備に必要な情報の提供や助言等を行うことにより、食品の安全性確保のための自主衛生管理の確立を支援します。

具体的施策

取組内容	担当課	目標項目（単位）	現況値（R元）	目標値（R7）
保健所の食品衛生監視員による食品営業施設等の監視指導や食品の収去検査の実施【再掲】	衛生管理課	監視率（%）【再掲】	98	100
		食品検査率（%）【再掲】	100	100
食品衛生指導員による自主管理のための調査指導	衛生管理課	調査延べ施設の割合（%）	100	100

**行動事項②—2・・・HACCP制度化による衛生管理の向上
(と畜場・食鳥処理場設置者)**

現状と課題

- HACCP導入済であると畜場及び大規模食鳥処理場では、HACCP制度化に伴い、更なる自主衛生管理体制の充実を図ります。
- 小規模食鳥処理場においても、HACCPの考え方を取り入れた手引書に基づき自主衛生管理を図っていく必要があります。

実施内容

- と畜場及び大規模食鳥処理場における作業前点検や微生物学的検査等をとおして、HACCPの検証等を行い、自主衛生管理体制の充実を支援していきます。
- 小規模食鳥処理場においても、定期的な監視により、HACCPに沿った自主衛生管理体制の整備を指導していきます。

具体的施策

取組内容	担当課	目標項目(単位)	現況値(R元)	目標値(R7)
食肉衛生検査所の検査員による自主衛生管理体制確立の支援	衛生管理課	支援対象施設の割合(%)	100	100

行動事項③・・・食品関連事業者の自主管理体制確立支援(学校給食施設設置者)

現状と課題

- 県教育委員会では、市町村教育委員会に対して、学校給食法第9条「学校給食衛生管理基準」に沿った安全な学校給食の提供を行うための指導助言を行っています。

実施内容

- 今後さらに、衛生管理体制の充実強化のための指導助言に努めます。

具体的施策

取組内容	担当課	目標項目（単位）	現況値 （R元）	目標値 （R7）
学校給食法第9条「学校給食衛生管理基準」に基づく衛生管理の推進	スポーツ振興課	完全給食及び寄宿舍・寮食を実施している県立学校で食材（食品・保存食）点検を実施している学校の割合（%）	100	100

基本的施策Ⅴ

食の安全・安心確保に向けた人材育成と資質の向上

実行施策１・・・生産者及び食品関連事業者の育成指導

行動事項①・・・農業分野における人材育成

現状と課題

- 県では、農薬販売者及び農薬による防除を業とする防除業者、ゴルフ場管理者等（以下「農薬取扱者」という。）に対して専門的な研修及び試験を実施し、一定水準の知識を有する農薬取扱者を農薬管理指導士として認定し、農薬の取扱・使用に関する安全性の確保に努めています。

実施内容

- 農薬取扱者を対象として、専門的な研修及び試験を実施し、農薬管理指導士の育成に取り組めます。
- 農産物の安全性の確保に主眼を置いた農薬の適正使用の徹底を図るため、農協の営農指導員や販売担当者を対象として、農業者等の農薬使用者にアドバイスを行う指導者の育成に取り組めます。

具体的施策

取組内容	担当課	目標項目（単位）	現況値（R元）	目標値（R7）
農薬管理指導士の育成【再掲】	農業経営支援課	農薬管理指導士数（人） 【再掲】	1,028	1,035

行動事項②・・・食品衛生分野における人材育成

現状と課題

- 県では、食品の安全性を確保するため、HACCP講習会、食品衛生責任者講習会、食中毒予防講習会等を実施し、食品関係事業者等の育成に努めています。

実施内容

- 食品営業者等が自主衛生管理体制を構築し、安全な食品を提供できるよう、関係部局や関係団体と連携を図りながら、食品関係事業者等に対する育成指導を推進します。

具体的施策

取組内容	担当課	目標項目（単位）	現況値（R元）	目標値（R7）
食品営業施設関係者や消費者に対し、食品衛生意識を啓発し、食中毒等の食品による健康被害の防止【再掲】	衛生管理課	食品衛生講習会実施回数(回)【再掲】	315	320
		食品衛生責任者養成講習会実施回数(回)【再掲】	40	35

行動事項③・・・健康増進分野における人材育成

現状と課題

- 県では、健康で安全な食品を提供できるよう、食品の栄養成分表示や保健機能食品制度（「特定保健用食品」「栄養機能食品」「機能性表示食品」）等について、食品関連事業者等に対し、周知及び指導を行う必要があります。

実施内容

- 食品関連事業者等に対し、食品の栄養成分表示や保健機能食品制度等についての周知及び指導を行うことによって、資質の向上に努めます。

具体的施策

取組内容	担当課	目標項目（単位）	現況値（R元）	目標値（R7）
食品関連事業者等に対する栄養成分表示や保健機能食品制度等についての周知・指導【再掲】	健康増進課	必要に応じて実施(回)【再掲】	98	—

実行施策2・・・行政機関における人材育成

行動事項①・・・農業分野における人材育成

現状と課題

- 県では、農薬の適正な流通を図るため、農薬取締法に基づき農薬販売者の立入検査を実施しています。
- 県では、肥料及び飼料の品質及び安全性を確保し、適正な流通を図るため、製造業者等への立入検査を実施しています。
- 立入検査等を行う職員については、専門的な知識の向上や検査技術の向上を図るため、国や関係機関が実施する技術研修への積極的な参加等により、資質の向上を図っています。

実施内容

- 今後とも、研修会等により、職員の人材育成と資質の向上に努めます。
- 立入検査等を行う職員の現場における取締強化等実務能力の向上に努めます。

具体的施策

取組内容	担当課	目標項目（単位）	現況値（R元）	目標値（R7）
農薬や肥料、飼料等の検査職員の資質向上	農業経営支援課	研修会の開催及び受講の回数（回）	1	1

行動事項②・・・食品衛生分野における人材育成

現状と課題

- 食品衛生法に基づき、食品衛生に関する検査能力の向上並びに食品衛生の向上に関わる人材の養成及び資質の向上を図るために必要な措置を講じなければならないとされています。
- 県ではこれまで、食品製造加工技術の高度化や食品の多様化等に伴って、食品衛生監視指導の専門性の向上並びに食品検査能力の向上等を図るための事業を実施し、食品衛生監視員及び検査職員の人材育成と資質の向上を図っています。
- 衛生環境研究所では、保健所及び食肉衛生検査所の検査職員に対する技術研修を実施しています。検査職員の技術を効率的に向上させるため、研修を体系的に実施することが必要です。また、効率的かつ適切な検査を行うため、検査職員以外の関係職員（食品衛生監視員）に対しても一定の技術研修を実施することが必要です。

実施内容

- 今後とも、食品衛生監視員の現場における監視指導等の実務能力の向上を図るための技術研修等の充実を図ります。
食品衛生分野における最新の動向、技術、理論等の習得を基盤として、業務内容の改善と向上に必要な能力開発を図ることに努めます。
- 新たな問題に即応できる人材を育成するため、厚生労働省等が主催する研修会に衛生環境研究所職員を派遣し、最新の検査法等の習得に努めることが必要です。
今後とも、効率的かつ適切な検査を行うため、効果的な研修体系に基づき、引き続き検査職員等に対する技術研修を実施します。

具体的施策

取組内容	担当課	目標項目（単位）	現況値（R元）	目標値（R7）
食品衛生監視員の監視指導レベル向上のための技術研修の実施	衛生管理課	食品衛生監視員のHACCP研修受講率（%）	84.2	90

行動事項③・・・健康増進分野における人材育成

現状と課題

- 食品の栄養成分表示等の適正化を図るため、食品関連事業者等に対し、監視指導を行う保健所職員を育成する必要があります。

実施内容

- 保健所職員が、専門的かつ実務的な知識と技術を習得し、現場における実務能力の向上を図るため、担当者会議等で事例等の情報交換を行います。

具体的施策

取組内容	担当課	目標項目（単位）	現況値（R元）	目標値（R7）
保健所職員の監視指導レベル向上のための情報共有	健康増進課	必要に応じて実施（回）	6	—

基本的施策Ⅵ

食の危機管理体制の充実

実行施策 1・・・総合的な危機管理

行動事項①・・・平常時、危機発生時における危機管理

現状と課題

- これまで牛海綿状脳症（BSE）をはじめ、冷凍餃子農薬混入や産地偽装事件など、食に関する危機事象が発生しており、危機管理体制の一層の充実強化が、地方自治体においても強く求められています。
- 県では、平成16年の危機管理局設置を契機に、県における危機管理対策の基本的枠組みを「宮崎県危機管理指針」として策定し、想定危機事象ごとに危機管理マニュアルを整備しました。その後も毎年その見直し充実を図りながら、危機事象の発生を未然に防ぐとともに、発生した場合は、県民の生命・身体及び財産の保護を第一に考え、迅速かつ的確に対処する体制づくりに取り組んでいます。
- 今後とも、想定外の新たな危機事象にも対応できるよう、職員の危機管理意識向上や関係機関との連携強化など総合的な危機管理の推進に取り組んでいく必要があります。

実施内容

- 平常時から各部局や関係機関等が連携・協力体制の整備に努めるとともに、研修・訓練の実施等を通じて、いざという時に備え、また、発生時には迅速・的確な情報収集や応急対策の実施等により、被害の最小化を図ります。

具体的施策

取組内容	担当課	目標項目（単位）	現況値（R元）	目標値（R7）
危機管理連絡調整会議の開催	危機管理課	必要に応じて開催	—	—
危機管理研修の実施	危機管理課	毎年度、随時開催	—	—

行動事項②・・・消費者庁等との連携

現状と課題

- 食品偽装表示、事件・事故などによる消費者の不安や不信の高まりを受け平成21年9月に「消費者庁」が設置され、消費者関連法令を幅広く所管・共管するとともに、消費生活センター等から寄せられる情報の一元的な集約・分析及び情報発信等を行い、緊急時には政府全体の司令塔機能を果たしています。
- 消費者委員会は、消費者庁を含めた関係省庁の消費者行政全般に対して、監視機能を担います。

実施内容

- 「消費者安全法」に基づく地方公共団体の役割を果たすため、関係機関と連携を図り、食に関する消費者事故等の情報の収集に努めるとともに、消費者事故等が発生した場合には、消費者庁に速やかに通知します。

具体的施策

取組内容	担当課	目標項目（単位）	現況値（R元）	目標値（R7）
事故情報の集約	生活・協働・男女参画課	県内発生事故の一元管理（%）	100	100

実行施策2・・・食品事故対策

行動事項①・・・食中毒防止対策

現状と課題

- 平成12年6月に発生した低脂肪乳などによる食中毒事件のように、発生規模が大型化・広域化する一方、従来型の飲食店等を原因とした小規模発生も継続しています。
- ノロウイルス、カンピロバクターなどによる大規模食中毒が発生するとともに、近年は家庭内等において、アニサキス等の寄生虫による食中毒も増加傾向にあります。
- 食中毒発生時の対策として、「宮崎県食中毒対策要綱」、「宮崎県食中毒処理要領」を整備し、必要に応じ、農政水産部、薬事監視、感染症対策、水道担当部局等関係部局への迅速な情報提供及び密接な連携を図るとともに、被害拡大防止のため、迅速な原因究明調査の実施及び情報の迅速な公表等を行っています。
- 「宮崎県食中毒対策要綱」に基づき、連絡網の整備、調査器具等の整備等を行い、日頃から食中毒の発生に備えています。

実施内容

- 食中毒調査及び関係機関との連携の充実・強化を図り、食中毒の原因究明や再発拡大防止のための情報提供の充実・強化を図ります。

具体的施策

取組内容	担当課	目標項目（単位）	現況値（R元）	目標値（R7）
食品営業施設関係者や消費者に対し、食品衛生意識を啓発し、食中毒等の食品による健康被害の防止【再掲】	衛生管理課	食中毒発生件数（件） （一人事例を除く）【再掲】	5	0
		食品衛生講習会実施回数（回） 【再掲】	315	320
		食中毒注意報の発令（回） 【再掲】	1	—

行動事項②・・・家畜伝染病対策

現状と課題

- 高病原性鳥インフルエンザや口蹄疫、ASF（アフリカ豚熱）等の家畜伝染病が近隣諸国で継続的に発生しています。
- また、国内ではCSF（豚熱）の感染拡大が続いています。
- 県では、関係機関とも連携し、水際防疫、地域防疫及び農場防疫の強化により発生を防止するとともに、迅速な防疫措置により、万一の発生に備えた防疫体制の強化に取り組んでいます。

実施内容

- 関係機関が連携し、迅速かつ的確な対応ができる体制を継続・強化していきます。

具体的施策

取組内容	担当課	目標項目（単位）	現況値（R元）	目標値（R7）
家畜伝染病の発生を想定した防疫演習の実施	家畜防疫対策課	防疫演習の実施回数（回）	15	18

実行施策 3・・・危機発生時の情報の共有

行動事項①・・・危機発生時の情報の収集と提供

現状と課題

- 食に関する危機事象が発生した場合は、関係部局や関係団体等が連携・協力して対処する必要があり、そのためには、まず、それぞれの収集した情報や取組状況等を関係者間で共有することが重要となります。

実施内容

- 危機事象の所管部局は、平素から情報連絡体制の整備に努め、危機事象が発生した場合には、あらかじめ定めた情報伝達経路等により、迅速に情報収集するとともに、関係部局や関係団体等へ伝達し、関係者間での情報の共有を図ります。
- 被害の程度や拡大の可能性等のレベルに応じて、対策本部等を設置し、関係者間での情報共有を図りつつ、迅速かつ的確な応急対策の実施に努めます。

具体的施策

取組内容	担当課	目標項目（単位）	現況値（R元）	目標値（R7）
食中毒等の事故発生時における迅速・的確な対応	衛生管理課	随時、迅速・的確な対応の実施	—	—
ホームページへの食中毒情報等の掲載	衛生管理課	随時、迅速・的確な対応の実施	—	—
緊急連絡体制の整備	衛生管理課	整備済み 必要に応じ見直し	—	—
危機管理マニュアルの整備及び対応	衛生管理課	随時、迅速・的確な対応の実施	—	—
「食に関する危機発生時の情報伝達・共有マニュアル」に基づく九州・山口各県間の円滑な情報伝達・共有	農業連携推進課みやざきブランド推進室	各県間の円滑な情報伝達・共有	—	—

行動事項②・・・消費者事故等に関する情報の収集と提供

現状と課題

- 消費者庁設置に伴う地方公共団体の新たな役割として、消費者安全法に基づき、消費者事故等に関する情報を消費者庁へ通知することとなっています。

- 消費者事故等は、「安全分野（生命・身体被害）」と「財産被害分野」に分けられ、そのうち「重大事故等に該当する場合」は直ちに消費者庁へ通知し、「重大事故等に該当しない場合」であって、新たに被害の発生又は拡大のおそれがある場合は、速やかに消費者庁へ通知することになっております。

実施内容

- 関係機関は、消費者庁に対して、迅速かつ的確に情報を通知する体制を構築するとともに、消費者庁へ通知した重大な消費者被害事故等については、県も情報を集約するなど情報の共有化を図ります。

具体的施策

取組内容	担当課	目標項目（単位）	現況値（R元）	目標値（R7）
事故情報の集約【再掲】	生活・協働・男女参画課	県内発生事故の一元管理（%） 【再掲】	100	100

基本的施策Ⅶ

食の安全・安心確保のための試験研究及び検査

実行施策 1・・・食品の安全性確保に関する試験研究及び検査

行動事項①—1・・・生産段階における試験研究（農業分野における取組）

現状と課題

- 温暖化に伴う気象変動や自然災害、突発的な病害虫の発生が増加しているため、的確かつ即応的で安定した病害虫管理技術の開発が必要です。
- 高齢化の進展による担い手の減少や耕作放棄地の増加など、生産基盤の脆弱化が進む中、食料の持続的な確保を図るため、環境に配慮しつつ経営規模の拡大にも対応する、総合的で省力・低コストな防除技術の開発が必要です。
- 農業や食料供給のグローバル化が進む中で、輸出拡大を狙っていくためには、相手国の農薬残留基準等も視野に入れた防除体系の確立が必要です。
- 畜産については、損耗防止のため衛生プログラムの徹底はもとより、生産性向上に有効な安全で安価かつ安定した飼料給与等を行い、安全・安心で付加価値の高い畜産物の生産・供給体制を構築することが必要です。

実施内容

- サツマイモ基腐病等、新奇に発生した病害虫等について蔓延防止対策技術の確立に迅速に取り組みます。
- より効率的で安定的な防除のために、ピーマンでは斑点病、黒枯病抵抗性品種の育成、水稻ではいもち病抵抗性品種の育成を行います。
- 適切な防除のため総合的作物管理（ICM）技術の向上やドローン等を用いた省力的防除法の開発に取り組むとともに、輸出において高い需要が期待されるキンカン等において相手国に適合した防除体系の確立を図ります。
- 畜産については、ビタミン、アミノ酸、ポリフェノール等の機能性成分が持つ抗酸化性や抗菌性能に着目し、家畜の発育や産肉性、肉質に及ぼす影響を検討するとともに、エコフィード等の未利用資源や自給飼料を活用した付加価値の高い畜産物生産の研究に努めます。

具体的施策

取組内容	担当課	目標項目（単位）	現況値（R元）	目標値（R7）
多様な地域ニーズに対応する特色ある水稻品種の育成（いもち病抵抗性品種育成）	農業連携推進課	試験課題数（課題）	0	1
病虫害診断依頼への対応と研究ニーズの把握により、規模拡大等を睨んだ省力防除技術の開発	農業連携推進課	試験課題数（課題）	2	2
安全・安心で付加価値の高い畜産物の生産・供給体制の構築	畜産振興課	試験課題数（課題）	4	2

行動事項①—2・・・生産段階における試験研究（水産分野における取組）

現状と課題

- 水産物の安全性確保と消費者の信頼回復を図るため、平成15年に旧薬事法（現薬機法）及び関係法令、飼料安全法等が改正されました。
- 県では消費者に安全・安心な養殖魚を提供するため、健康な養殖魚の生産や疾病防除技術の開発（例えば、適正給餌方法やワクチンの開発など）に努めています。併せて、引き続き養殖業者に対するこれら法令の啓発・遵守の指導により、養殖魚の安全を確保していく必要があります。
- 新たな疾病侵入の未然防止のための輸入種苗に依存しない人工種苗生産技術の開発、健康で品質のよい養殖魚を生産するための養殖漁場の一層の環境改善等を推進することも必要です。
- 天然の二枚貝については、貝毒検査を定期的実施するなど、事故の未然防止のための調査・情報収集に努めています。

実施内容

- 今後とも、安全・安心な養殖魚づくりのための飼育技術開発や水産用医薬品の適正使用に係る啓発・遵守指導の実施のほか、良好な漁場環境の改善に資する調査等の実施に努めます。
- 天然二枚貝については、消費者に迅速に情報を提供することにより、事故防止に努めます。

具体的施策

取組内容	担当課	目標項目（単位）	現況値（R元）	目標値（R7）
魚病診断、疾病の発生状況把握、防疫指導による魚病発生の抑制	漁村振興課	防疫指導実施回数（回）	24	24
生産リスクを軽減し、養殖魚を効率的に生産する技術の開発	水産政策課	効率的な養殖技術の開発に係る試験研究課題数（件）	3	1

行動事項②・・・流通段階における試験研究（農業分野における取組）

現状と課題

- 特許技術を含む独自の残留農薬分析技術を基に、約50分で500成分もの農薬成分を分析できる分析装置を産学官連携で開発し、県内で活用を推進してきたところですが、他県の取組拡大や販売環境のグローバル化が進む中、分析技術の更なる高度化と運用を目指した研究に取り組む必要があります。

実施内容

- 食品衛生法における残留農薬基準（いわゆるポジティブリスト）で規制される農薬に対応すべく、今後も分析可能な農薬等の種類を増やしていくとともに、輸出相手国の規制や農薬以外の成分分析への対応拡大を図るため、産学官連携による研究を推進していきます。
- 残留農薬分析をはじめとする開発技術の実用化に向け、標準化を目指した信頼性の高い分析体制を構築し、農産物や加工原料等の自主検査体制を支援していきます。
- 残留農薬検査には、検査方法の妥当性や信頼性が求められることから、（一社）食の安全分析センターによる受託検査体制の整備と試験能力に関する国際認証（ISO17025）の取得を支援していきます。

具体的施策

取組内容	担当課	目標項目（単位）	現況値（R元）	目標値（R7）
ポジティブリスト制度に対応した農薬成分の分析及び技術開発【再掲】	農業連携推進課	分析可能な農薬成分数(成分) 【再掲】	500	700

**行動事項③—1・・・HACCPに沿った衛生管理体制の充実
(食品衛生分野における取組)**

現状と課題

- 収去等により、食品等の安全性に関する検査を実施し、ヒトの健康に影響を与える物質(危害物質)の把握に努めています。

実施内容

- 今後とも、食品の安全性に関する情報収集の充実を図り、食品検査の迅速化、効率化等を図るための研究に努めます。
- HACCPによる衛生管理を徹底することにより、製造・加工・調理・販売の各段階での食品の安全確保を図ります。

具体的施策

取組内容	担当課	目標項目(単位)	現況値(R元)	目標値(R7)
計画的に県内産野菜や輸入野菜等を収去し、残留農薬、抗生物質、合成抗菌剤等の基準に合致しているか否かの検査の実施	衛生管理課	食品衛生監視指導計画に基づく食品検査率(%)【再掲】	100	100

**行動事項③—2・・・HACCPに沿った衛生管理体制の充実
(食肉衛生分野における取組)**

現状と課題

- と畜場・食鳥処理場で処理される家畜・食鳥について、食中毒原因菌や動物由来感染症病原体の保有状況を調査し、と畜場・食鳥処理場に対する衛生指導等に活用しています。
- と畜場・食鳥処理場におけるHACCPプランの妥当性を評価するため、各処理場毎に枝肉・施設・食肉等の検査を行っています。

実施内容

- 今後とも、家畜・食鳥の生産現場と食肉衛生を所管する関係部局間との連携を高め、情報交換の密度・頻度を向上させていきます。
- と畜場・食鳥処理場における疾病排除や衛生確保のため、微生物検査や理化学検査を行い、安全な食肉・食鳥肉の提供を図っています。
- HACCPによる衛生管理を更に発展させることにより自主衛生管理を推進します。

具体的施策

取組内容	担当課	目標項目（単位）	現況値（R元）	目標値（R元）
県内産食肉等の抗生物質、合成抗菌剤等の基準に合致しているか否かの検査の実施	衛生管理課	食品衛生監視指導計画に基づく食品検査率（食肉及び食鳥肉の動物用医薬品等）（%）	100	100

行動事項④・・・製造・加工・調理・販売段階における研究及び検査
（水産分野における取組）

現状と課題

- 安全で安心して食べられる水産物を高品質で提供するため、鮮度保持技術の開発・普及に努めています。

実施内容

- 今後とも、漁業者や加工業者等を対象に生産現場や水産試験場の開放実験室（オープンラボラトリー）において、製造・鮮度保持技術の指導・普及に努めます。

具体的施策

取組内容	担当課	目標項目（単位）	現況値（R元）	目標値（R元）
安全で安心して食べられる水産物を高品質で提供するため、鮮度保持技術の開発や普及、指導の実施	水産政策課	製造や鮮度保持技術等の研修に取り組むグループ等の数（数）	10	5

行動事項⑤・・・製造・加工・流通段階における工業相談・技術指導

現状と課題

- 食品の安全を確保するためには、食品製造業者の技術向上により、製品の品質を向上させるとともに、食品製造業者の食の安全・安心に対する意識向上を図る必要があります。

実施内容

- フード・オープンラボ及びおいしさ・リサーチラボを活用した工業相談や技術指導・講習会・巡回技術指導等を通じて、食品製造業者の技術向上に努めるとともに、食の安全・安心に対する意識向上を図ります。
- 特に、近年、食品への異物混入等の事故が全国で発生していることから、製品の品質及びクレーム対応に関する企業からの相談や依頼試験・設備利用への対応を適切に行うとともに、問題があった場合には企業に事後追跡調査や原因究明を促します。

具体的施策

取組内容	担当課	目標項目（単位）	現況値（R元）	目標値（R元）
県食品開発センターにおける食品製造業者からの相談や依頼試験への対応、企業の技術向上を図るための講習会・研修会の実施	企業振興課	技術講習会等の開催回数(回)	2	2

行動事項⑥・・・環境保全に関する試験研究（水産分野における取組）

現状と課題

- 海面養殖漁場の環境は、餌の改良や飼育密度の低下により改善が進んだことから、赤潮の発生は少なくなっています。
- 養殖場環境の保全のため、その変化を継続して調査し、適正な漁場利用の指導に努めています。
- 潮流に乗って養殖漁場の外から侵入してくる赤潮もあることから、他県の赤潮発生状況等について、今後も監視が必要です。

実施内容

- 良好な漁場環境を維持するため、モニタリングを継続するとともに、養殖業者等が行う漁場のモニタリングや適正な飼育管理等の漁場環境保全に対する自主的な取組に対し、技術支援を行います。

具体的施策

取組内容	担当課	目標項目（単位）	現況値（R元）	目標値（R7）
赤潮発生機構の解明	水産政策課	県北海域における赤潮発生機構の解明に係る試験研究課題数（件）	1	1

行動事項⑦・・・検査体制の充実強化

現状と課題

- 流通する食品等の安全性を確認するため、食品衛生検査施設（衛生環境研究所及び食肉衛生検査所）において、食品等の検査を実施しています。
- 食品の検査は、危害物質に対応した検査方法の設定や検査の信頼性が求められており、平成9年度からは食品衛生検査施設に対して、業務管理（GLP）を導入し、検査体制の充実・強化を図っています。

実施内容

- 今後とも、県内に流通する食品等の安全性を確保するため、新たな危害物質や食品・添加物等の基準設定等に伴う検査体制の計画的な整備に努め、検査精度の信頼性を確保するための精度管理を徹底します。

具体的施策

取組内容	担当課	目標項目（単位）	現況値（R元）	目標値（R7）
計画的に県内産野菜や輸入野菜等を収去し、残留農薬、抗生物質、合成抗菌剤等の基準に合致しているか否かの検査の実施【再掲】	衛生管理課	食品検査率（%）【再掲】	100	100
		外部精度管理の実施（項目）	18	17
		研究成果発表会（回）	2	2

基本的施策Ⅷ

食の安全・安心確保のための各種情報の共有と連携

実行施策 1・・・情報の収集及び提供

行動事項①・・・情報の収集と提供

現状と課題

- 県ではこれまで、国・他の自治体・関係団体・インターネット等により情報の収集を行うほか、広報誌等により食品の安全性に関する情報の提供を行うとともに、食中毒や違反食品、新型コロナウイルス感染症等の人獣共通感染症及び家畜伝染病等の発生時には健康被害の再発拡大や風評を防止するため、報道記者発表等により迅速かつ正確な情報の提供を行っています。
- 過去の高病原性鳥インフルエンザやBSE等の家畜伝染病の発生時には風評被害等により地域全体に大きな影響を及ぼしました。
- 食品の安全や安心に関する情報を積極的に収集し、あらゆる機会を通じて食品関連事業者や県民に提供する等、食品の安全や安心に対する不安を解消するための措置を講ずることが必要となっています。

実施内容

- 今後とも、食品の安全性や課題等に関する情報収集の充実を図るとともに、消費者が食品衛生や生産資材の安全性確保への取組等に対する理解を深め、様々な情報に惑わされることなく、健康で安全な食生活を営めるよう、食の安全・安心に関する正確な情報をあらゆる機会を通じて分かりやすく提供します。

具体的施策

取組内容	担当課	目標項目(単位)	現況値(R元)	目標値(R7)
情報収集の充実と県民への積極的な情報提供	関係各課	随時、積極的な情報の収集と提供の実施	—	—

行動事項②・・・関係部局間の情報の共有と連携

現状と課題

- 食に関する様々な問題が全国的に発生し、消費者の食品の安全性に対する不安や不信が高まる中、総合的な食の安全・安心確保対策が求められています。
- 県では庁内関係部局による「宮崎県食の安全・安心対策会議」において、各種情報の共有と連携を図るとともに、生産から流通・消費に至る一貫した食の安全・安心確保対策を総合的に推進しています。

実施内容

- 今後とも、「宮崎県食の安全・安心対策会議」における関係部局間の情報の共有と連携を行っていきます。

具体的施策

取組内容	担当課	目標項目（単位）	現況値（R元）	目標値（R7）
庁内関係各部局間の情報の共有と連携	衛生管理課 農業連携推進課 みやざきブランド推進室	随時、迅速・的確な対応の実施	—	—

行動事項③・・・施策への県民の意見の反映

現状と課題

- 食品衛生法に基づき、地方自治体は、食品衛生の施策に関する情報及び意見の交換を実施し、住民の意見を反映し、当該施策について広く住民の意見を求めなければならないこととなっています。
- 県では、「県民の声」（電話、電子メール等）等により県民の意見を聴取するとともに、国におけるリスク分析を受けて、リスク管理やリスクコミュニケーション等を実施しています。

実施内容

- 今後とも、リスクコミュニケーションの推進を図るとともに、ホームページ等を活用し、食の安全・安心確保対策に関するパブリックコメントの募集等を行い、広く県民と情報及び意見の交換を行います。

具体的施策

取組内容	担当課	目標項目（単位）	現況値（R元）	目標値（R7）
食品営業施設関係者や消費者を対象とした食品衛生意識の啓発	衛生管理課	意見交換会の開催回数（回）	5	5

行動事項④・・・消費者事故等に関する情報の収集と提供

現状と課題

- 消費者庁は、消費者事故等に関する情報を集約・分析し、結果をとりまとめ、消費者の注意を喚起する必要があると認めるときは、国民に対し、公表することとなっています。

行動内容

- 今後とも、消費者庁が公表した消費者事故等について、各関係機関、市町村に通知するとともに、県のホームページ等を活用して、分かりやすく県民に提供します。

具体的施策

取組内容	担当課	目標項目（単位）	現況値（R元）	目標値（R7）
事故情報の集約【再掲】	生活・協働・男女参画課	県内発生事故の一元管理（%）【再掲】	100	100

実行施策2・・・関係機関等との連携

行動事項①・・・国、関係自治体等との連携（広域的な大規模食中毒事案等への連携及び対応）

現状と課題

- 食品安全基本法に基づき、地方自治体は、食品の安全性の確保に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、施策を策定し、実施することとなっています。
- 県では宮崎県食の安全・安心推進条例を制定し、関係自治体と連携を図る体制を整えています。
- 食品流通の広域化により、食品の事件、事故発生時の関係自治体も広域となっていることから、迅速かつ的確な対応を維持していくためには、自治体内部はもとより、自治体間及び関係団体との一層の連携が必要となっています。
- 広域的な大規模食中毒事案の発生・拡大に対して、国や関係自治体間で連携して情報収集や対応にあたる必要があります。

実施内容

- 食品衛生法が改正され、広域的な食中毒事案の発生・拡大を防ぐため、国と関係自治体間での情報共有や連携を強化することが決まりました。

- 今後とも、食品の安全・安心確保対策を効果的に推進していくため、国はもとより自治体間及び関係団体との一層の連絡体制を構築するなど、連携の強化を図ります。

具体的施策

取組内容	担当課	目標項目（単位）	現況値（R元）	目標値（R7）
国の食品の安全に関する会議等での情報交換・情報収集	衛生管理課 農業連携推進課みやざきブランド推進室	随時、情報交換及び情報収集の実施	—	—
九州各県・政令市による情報交換や緊急連絡網の体制整備	衛生管理課	連絡会議及び緊急時の連絡体制整備	—	—

行動事項②・・・消費者庁との連携

現状と課題

- 消費者安全法において、地方公共団体の役割として、消費者事故等に関する情報を消費者庁へ通知することとなっています。

実施内容

- 県は庁内関係各課による「宮崎県食の安全・安心対策会議」において、各種情報の共有と連携を図っていますが、これからも消費者事故等に関する情報を共有し、迅速かつ的確に消費者庁へ情報を通知する体制を推進します。

具体的施策

取組内容	担当課	目標項目（単位）	現況値（R元）	目標値（R7）
事故情報の集約【再掲】	生活・協働・男女参画課	県内発生事故の一元管理（%） 【再掲】	100	100

行動事項③・・・国への働きかけ

現状と課題

- 国は、輸入食品の増加や食品流通の広域化が進む中、食品の安全性に関する諸問題が相次いで発生している状況を考慮し、輸入食品等の検査の実施を図るための体制の整備、国

際的な連携の確保、地方公共団体に対する技術的援助等に努めることを食品衛生法の見直しにおいて明確に規定しました。

- 県ではこれまで、食の安全・安心確保対策等に関して様々な機会を捉えて要望等を行っています。
- 食品の製造加工技術等の高度化及び輸入食品の多様化等による新しい食品の開発や食品流通の広域化等により、県単独では解決できない食品衛生上の問題が多数発生しています。

実施内容

- 今後とも、最新のリスク評価に基づく製造基準等をはじめとする食品・添加物等の規格基準等の設定、輸入食品に関する情報の提供や食品の安全性を確保するための施策の実施等について、関係部局は必要に応じて要望を行います。

具体的施策

取組内容	担当課	目標項目（単位）	現況値（R元）	目標値（R7）
自治体では対応困難な問題等に対する関係施策の充実要請	衛生管理課 農業連携推進課 みやざきブランド推進室	九州地方知事会、全国知事会等を通じた関係施策の充実要請	—	—

第8 計画の推進

本県における食の安全・安心を確保・推進するためには、県、生産者及び食品関連事業者、市町村並びに県民がそれぞれの責務又は役割を認識し、相互に理解を深めるとともに連携・協働し、取り組んでいくことが重要です。

(1) 県の責務

宮崎県食の安全・安心推進条例及び本推進計画に基づき、食の安全・安心の確保に関する施策を総合的に策定し、実施する責務を有します。

(2) 生産者及び食品関連事業者の責務

- ① 事業活動を行うに当たり、自らが食品等の安全性の確保について第一義的責任を有していることを認識する必要があります。
また、食品等の安全性を確保するために必要な措置を適切に講ずる責務を有します。
- ② 事業活動を行うに当たり、その事業活動に係る食品等又は生産資材に関する正確かつ適切な情報の提供に努めなければなりません。
- ③ 取り扱う食品等に起因して人の健康に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある場合は、被害の発生又は拡大の防止のために必要な措置を講じなければなりません。
- ④ 事業活動に関し、県が実施する食の安全・安心の確保に関する施策に協力するよう努めるものとします。

(3) 市町村の役割

食の安全・安心の確保に関する施策に関し、県及び関係団体等と連携を図り、その市町村の区域の特性に応じた施策の推進に努める必要があります。

(4) 県民の役割

- ① 自ら進んで、食の安全・安心の確保に関する知識及び理解を深め、並びに必要な情報を収集し、実践するよう努める必要があります。
- ② 食品等の消費に際しては、その使用、調理、保存その他の取扱いに起因して人の健康に悪影響を及ぼすことがないよう努める必要があります。
- ③ 県が実施する食の安全・安心の確保に関する施策について意見を表明するように努めること等によって、食の安全・安心の確保に積極的な役割を果たす必要があります。

具体的施策及び目標項目一覧

具体的施策及び目標項目一覧

基本的施策 実行施策 行動事項	取組内容	担当課	目標項目	目標項目の説明、算出式	単位	現状 R元年	R3年 (計画)	R4年 (計画)	R5年 (計画)	R6年 (計画)	R7年 (計画)
I 安全で安心できる農林水産物の生産と供給											
1 安全・安心な農産物の生産と供給											
① 農薬の適正使用の指導強化											
	農薬管理指導士の育成	農業経営支援課	農薬管理指導士数	毎年1回の認定試験と、更新研修を受講した有効認定者数	人	1,028	1,028	1,028	1,030	1,032	1,035
	肥料の適正使用の指導強化	農業経営支援課	土壌・作物体診断の実施	土壌・作物体診断件数	—	—	—	—	—	—	—
	診断に基づく適正施肥の実施	農業経営支援課	土壌・作物体診断の実施	土壌・作物体診断件数	—	—	—	—	—	—	—
③ 農産物のトレーサビリティの推進											
	GAP認証取得の推進	農業連携推進課 みやざきブランド推進室	認証取得経営体数	県が指定する指導者育成研修受講者数	件	178	320	340	360	380	400
	米トレーサビリティ体制の強化	農産園芸課	米生産履歴回収率	米生産管理記録簿記載農家数/米出荷農家数	%	87	93	94	95	95	95
④ 残留農薬検査体制の堅持											
	ポジティブリスト制度に対応した農薬成分の 分析及び技術開発	農業連携推進課	分析可能な農薬成分数	毎年新たに登録される成分の分析技術の開発	成分	500	510	580	620	660	700
	GAP認証取得の推進【再掲】	農業連携推進課 みやざきブランド推進室	認証取得経営体数【再掲】	県が指定する指導者育成研修受講者数	件	178	320	340	360	380	400
2 安全・安心な畜産物の生産と供給											
① 家畜防疫体制の強化											
	世界各国での高病原性鳥インフルエンザの 発生を受けて、国内での発生防止監視体制 の強化	家畜防疫対策課	サーベイランス検査数	定点モニタリング・家畜保健衛生所(3箇所)ごとに3農場(年間を通じて) 強化モニタリング:30農場以上/毎年	農場	139	130	130	130	130	130
② 飼料・動物用医薬品の安全対策											
	飼料への肉骨粉等の混入検査・分析(対 象:飼料製造業者、畜産農家)	畜産振興課	分析検体数	牛生産者や飼料製造流通業者における流通飼料・自家配合飼料の検査検 体数	件	159	150	150	150	150	150
③ 畜産物のトレーサビリティの推進											
	肉豚生産における生産履歴情報の整備、 推進	畜産振興課	宮崎ブランドボークの指定生産 農場数	生産履歴の提示が認定基準となっている「宮崎ブランドボーク」指定生産農 場数の増加により評価	農場	74	74	76	78	79	80
3 安全・安心な水産物の生産と供給											
① 防疫体制の充実											
	養殖衛生管理指導の実施	漁村振興課	養殖衛生管理指導を実施した経 営体の割合	水産試験場や、行政機関が疾病等の情報や対処等について指導を行った 経営体の割合	%	100	100	100	100	100	100
② 飼育管理体制の強化											
	漁場改善計画の実践・指導	漁村振興課	漁場改善計画の実践・指導を 行った地区数	水産試験場や、関係漁協等が漁場改善計画の実践・指導を行った地区数	地区	5	5	5	5	5	5
③ 貝毒モニタリングの実施											
	一枚貝の毒化状況調査	水産政策課	貝毒調査回数	毒化時期(3~6月)に実施する定期調査延べ回数	回	42	46	46	46	46	46
④ 水産用医薬品の適正使用の推進											
	水産用医薬品適正使用に係る指導	漁村振興課	水産用医薬品使用に係る指導 を行った件数	水産試験場等が水産用医薬品使用に係る研修会・講習会を開催した件数	件	4	3	3	3	3	3
⑤ 養殖魚等のトレーサビリティの推進											
	養殖魚のトレーサビリティの推進	漁村振興課	養殖履歴作成経営体の割合	養殖履歴を作成している経営体の割合	%	88	100	100	100	100	100

基本的施策 実行施策 行動事項	取組内容	担当課	目標項目	目標項目の説明、算出式	単位	現状 R元年	R3年 (計画)	R4年 (計画)	R5年 (計画)	R6年 (計画)	R7年 (計画)
4 安全・安心な特用林産物の生産と供給											
① 特用林産物のトレーサビリティ等の推進											
	トレーサビリティシステムの導入 情報機器やシステム等の整備により、トレーサビリティシステムを構築する 団体数	山村・木材振興課	トレーサビリティシステム導入団体数		業者	9	10	11	12	13	14
II 食品等の流通、製造・加工、消費段階における安全性の確保											
1 流通段階における安全性の確保											
① 卸売市場等における安全対策											
	保健所の食品衛生監視員による卸売市場等の監視指導や食品の取去検査の実施	衛生管理課	監視率(青果市場及び魚介類せり売り営業)	監視した施設数/「宮崎県食品衛生監視指導計画」の監視計画施設数	%	100	100	100	100	100	100
	食品検査率		食品検査率	検査した食品数/「宮崎県食品衛生監視指導計画」の検査計画食品数	%	100	100	100	100	100	100
② 安全対策推進に向けた市場関係者等への指導・啓発											
	卸売市場における衛生管理、安全対策等の充実を図るための指導・啓発の推進	農業連携推進課	研修会・講習会等の開催	トレーサビリティ、安全啓発等に関する研修会・講習会の開催回数	回	1	1	1	1	1	1
	拠点水産市場の高度衛生化のための取組支援	漁村振興課	高度衛生管理(基準レベル2項目の8割達成)箇所数	目標とする衛生管理レベルにおいて8割の項目をクリアした市場数	箇所	5	5	5	6	6	6
2 製造・加工・調理段階における安全性の確保											
①-1 HACCP制度化による衛生管理の向上(と畜場・食鳥処理場)											
	食肉衛生検査所での有害残留物質の排除	衛生管理課	食品衛生監視指導計画に基づいた残留抗生物質検査数	検査した件数/「宮崎県食品衛生監視指導計画」の検査所計画数	%	100	100	100	100	100	100
	と畜・食鳥処理場の衛生管理状況の確認	衛生管理課	HACCPに基づいた検証・査察	と畜場及び食鳥処理場への査察・検証立ち入り回数	回	16	16	16	16	16	16
①-2 HACCP制度化による衛生管理の向上(製造・加工・調理施設)											
	保健所の食品衛生監視員による食品製造・加工等の営業施設の監視指導や食品の取去検査の実施	衛生管理課	監視率(製造業、飲食店等の調理施設及び給食施設)	監視した施設数/「宮崎県食品衛生監視指導計画」の監視計画施設数	%	93.9	95	97	100	100	100
	食品検査の実施		食品検査率(再掲)	検査した食品数/「宮崎県食品衛生監視指導計画」の検査計画食品数	%	100	100	100	100	100	100
② 学校給食施設における安全対策											
	保健所の食品衛生監視員による学校給食施設の監視指導や食品の取去検査の実施	衛生管理課	監視率(学校給食施設)	監視した施設数/「宮崎県食品衛生監視指導計画」の監視計画施設数	%	100	100	100	100	100	100
	学校給食法第9条「学校給食衛生管理基準」に基づく衛生管理の推進	スポーツ振興課	食品検査率(再掲)	食品検査率(再掲)	%	100	100	100	100	100	100
			調理作業工程表、作業動線図を毎日作成している学校等の割合	調理作業工程表、作業動線図を毎日作成している学校等の数/完全給食を実施している全学校等の数	%	99	100	100	100	100	100
3 販売段階における安全性の確保											
① 販売施設に対する監視指導及び取去検査											
	保健所の食品衛生監視員による販売施設の監視指導や食品の取去検査の実施	衛生管理課	監視率(販売業)	監視した施設数/「宮崎県食品衛生監視指導計画」の監視計画施設数	%	100	100	100	100	100	100
			食品検査率(再掲)	検査した食品数/「宮崎県食品衛生監視指導計画」の検査計画食品数	%	100	100	100	100	100	100
② 県のアンテナショップ等における安全対策											
	物産の製造事業者等を対象とした「食品表示研修会」の実施 アンテナショップ、物産展等出展の際の商品ラベルや、日頃からの表示に関する指導助言	オー・ルみやざき営業課	食品表示研修会受講者数	「食品表示研修会」の受講者数	人	84	100	100	100	100	100

基本的施策 実行施策 行動事項	取組内容	担当課	目標項目	目標項目の説明、算出式	単位	現状 R元年	R3年 (計画)	R4年 (計画)	R5年 (計画)	R6年 (計画)	R7年 (計画)
4 消費段階における安全性の確保											
① 家庭内等における食中毒防止対策											
	食中毒発生件数 (一人事例を含む)	衛生管理課	食中毒発生件数 (一人事例を除く)	県内での1年間の食中毒発生件数	件	23	0	0	0	0	0
	食品営業施設関係者や消費者に対し、食品衛生意識を啓発し、食中毒等の食品による健康被害の防止	衛生管理課	食品衛生講習会実施回数	県内保健所(宮崎市保健所を除く。)等で実施した衛生講習会の回数	回	315	320	320	320	320	320
			食中毒注意報の発令	1月から12月までの食中毒注意報発令回数	回	1	-	-	-	-	-
5 食品表示の適正化の推進											
① 食品表示関係法令に基づく指導・啓発											
	保健所の食品衛生監視員による食品営業施設等の監視指導や食品の収去検査の実施	衛生管理課	監視率	監視した施設数/「宮崎県食品衛生監視指導計画」の監視計画施設数	%	98	100	100	100	100	100
	乾しいたけの食品表示関係法令に基づく調査	山村・木材振興課	食品検査率(食品添加物等)	検査した食品数/「宮崎県食品衛生監視指導計画」の検査計画食品数	%	100	100	100	100	100	100
	食品の適正な原産地表示普及のための個別巡回調査	農業連携推進課 みやざきブランド推進室	調査商品件数	品質表示の状況について調査を行った商品件数	件	655	680	680	680	680	680
	食品関連事業者等に対する栄養成分表示や保健機能食品制度等についての周知・指導	健康増進課	適正な表示商品件数の割合	適正な食品表示を行っていた商品件数/調査商品件数	%	95.6	100	100	100	100	100
			個別巡回調査店舗数	西臼杵支庁及び農林振興局において食品表示の状況について調査を行った店舗数	件	-	400	400	400	400	400
			必要に応じて実施	-	回	98	-	-	-	-	-
6 医薬品成分の含有が疑われる食品に関する対策											
① 関係法令に基づく指導・啓発											
	医薬品販売業者等の監視指導及び医薬品等の副作用等の危害防止	医薬薬務課 薬務対策室	薬局/医薬品販売業者の目標監視率	実監視数/毎年の監視対象施設数(3年間で全施設を監視することを目標としている。)	%	196	100	100	100	100	100
III 食の安全・安心確保のための普及・啓発											
1 県民、生産者及び食品関連事業者に対する普及・啓発											
① 食生活に関する指導・啓発											
	野菜摂取量増加の普及啓発	健康増進課	1日平均野菜摂取量	県民健康・栄養調査による食事摂取量調査結果(概ね5年に一度)	g	278	350	350	350	350	350
	地域における栄養改善活動実践者の組織化と強化	健康増進課	食生活改善推進員の数	市町村が実施する養成講座を修了し、地域活動を実践するボランティアの人数	人	817	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
	栄養改善活動に携わる栄養士の配置	健康増進課	食生活改善推進協議会を設置している市町村の割合	食生活改善推進協議会設置市町村数/宮崎県食生活改善推進協会に加入する市町村数	%	73	100	100	100	100	100
			行政栄養士を配置している市町村の割合	栄養士を配置している市町村数/県内市町村数	%	100	100	100	100	100	100
② 食品衛生に関する普及・啓発											
	食品営業施設関係者や消費者に対し、食品衛生意識を啓発し、食中毒等の食品による健康被害の防止【再掲】	衛生管理課	食中毒発生件数 (一人事例を除く)【再掲】	県内での1年間の食中毒発生件数(一人事例を除く)	件	5	0	0	0	0	0
			食品衛生講習会実施回数【再掲】	県内保健所(宮崎市保健所を除く。)等で実施した衛生講習会の回数	回	315	320	320	320	320	320
			食中毒注意報の発令【再掲】	1月から12月までの食中毒注意報発令回数	回	1	-	-	-	-	-

基本的施策 実行施策 行動事項	取組内容	担当課	目標項目	目標項目 の説明、算出式	単位	現状 R元年	R3年 (計画)	R4年 (計画)	R5年 (計画)	R6年 (計画)	R7年 (計画)
③ 消費生活における啓発	消費生活センター等で実施する食品の安全性や表示等に関する各種講座や情報誌等による啓発・情報提供	生活・協働・男女参画課	分かりやすい的確な情報の迅速な提供	—	—	—	—	—	—	—	—
	食の相談窓口において消費者の食の安全・安心に関する疑問等に対応	衛生管理課 農業連携推進課 みやびまきプラント推進課	相談窓口の設置数	消費者等からの相談を受ける窓口の数	箇所	19	19	19	19	19	19
	2 食育・地産地消の推進										
① 食育推進計画に基づく食育の推進	野菜摂取量増加の普及啓発【再掲】	健康増進課	1日平均野菜摂取量【再掲】	県民健康・栄養調査による食事摂取量調査結果(概ね5年(一)度)	g	278	350	350	350	350	350
	「弁当の日」・「ひむか(16日)地産地消の日」及び「地産地消推進月間」等による食育・地産地消の推進										
	食育・地産地消の推進	農業連携推進課 みやびまきプラント推進課	地場産・宮崎県産を意欲して購入する県民の割合	県民意識調査による結果割合	%	35.7	40.5	42.9	45.3	47.7	50.0
IV 生産者及び食品関連事業者の自主管理体制の確立											
1 生産者及び食品関連事業者の自主管理体制の確立											
①-1 生産者(農林漁業者)の自主管理体制確立支援(耕種農家)	生産者に対する農薬の適正使用の啓発・指導	農業経営支援課	生産者に対する研修会の開催	生産者、農薬を取り扱う関係者等に対する研修会の開催回数 ※生産者、農薬を取り扱う関係者等を含めた研修会	回	12	22	22	22	22	22
	①-2 生産者(農林漁業者)の自主管理体制確立支援(畜産農家)										
	家畜(牛・豚・鶏)の所有者が遵守すべき「飼養衛生管理基準」の徹底	家畜防疫対策課	巡回農場数	豚及び100羽以上の家さん飼養農場は年1回、牛は2年に1回巡回	農場	4,636	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500
①-3 生産者(農林漁業者)の自主管理体制確立支援(水産業者)	養殖衛生管理指導の実施【再掲】	漁村振興課	養殖衛生管理指導を実施した経営体の割合【再掲】	水産試験場や、行政機関が疾病等の情報や対処等について指導を行った経営体の割合	%	100	100	100	100	100	100
2-1 HACCP制度化による衛生管理の向上(食品営業者)											
保健所の食品衛生監視員による食品営業施設等の監視指導や食品の取去検査の実施【再掲】	衛生管理課	衛生管理課	監視率【再掲】	監視した施設数/「宮崎県食品衛生監視指導計画」の監視計画施設数	%	98	100	100	100	100	100
	食品衛生指導員による自主管理のための調査指導	衛生管理課	食品検査率【再掲】	検査した食品数/「宮崎県食品衛生監視指導計画」の検査計画食品数	%	100	100	100	100	100	100
	調査指導	衛生管理課	調査延べ施設の数	延べ調査施設数/調査対象施設数	%	100	100	100	100	100	100
2-2 HACCP制度化による衛生管理の向上(と畜場・食鳥処理場設置者)											
食肉衛生検査所の検査員による自主衛生管理体制確立の支援	衛生管理課	衛生管理課	支援対象施設の数	実施した施設数/支援対象施設数	%	100	100	100	100	100	100
③ 食品関連事業者の自主管理体制確立支援(学校給食施設設置者)											
学校給食法第9条「学校給食衛生管理基準」に基づく衛生管理の推進【再掲】	スポーツ振興課	スポーツ振興課	完全給食及び寄宿舍・寮舎を実施している県立学校で食材(食品・保存食)・点検を実施している学校数/完全給食及び寄宿舍・寮舎を実施している県立学校数	%	100	100	100	100	100	100	100

基本的施策 実行施策 行動事項	取組内容	担当課	目標項目	目標項目の説明、算出式	単位	現状 R元年	R3年 (計画)	R4年 (計画)	R5年 (計画)	R6年 (計画)	R7年 (計画)
V 食の安全・安心確保に向けた人材育成と資力の向上											
1 生産者及び食品関連事業者の育成指導											
① 農業分野における人材育成											
	農業管理指導士の育成【再掲】	農業経営支援課	農業管理指導士数【再掲】	毎年1回の認定試験と、更新研修を受講した有効認定者数	人	1,028	1,028	1,028	1,030	1,032	1,035
	② 食品衛生分野における人材育成										
	食品営業施設関係者や消費者に対し、食品衛生意識を啓発し、食中毒等の食品による健康被害の防止【再掲】	衛生管理課	食品衛生講習会実施回数【再掲】 食品衛生責任者養成講習会実施回数	県内保健所(宮崎市保健所を除く。)等で実施した衛生講習会の回数 県内保健所(宮崎市保健所を除く。)で実施した食品衛生責任者養成講習会の回数	回	315	320	320	320	320	320
	③ 健康増進分野における人材育成										
	食品関連事業者等に対する栄養成分表示や栄養機能食品制度等についての周知・指導【再掲】	健康増進課	必要に応じて実施【再掲】	—	回	98	—	—	—	—	—
2 行政機関における人材育成											
① 農業分野における人材育成											
	農薬や肥料、飼料等の検査職員の資力向上	農業経営支援課	研修会の開催及び受講の回数	研修会の開催及び受講の回数	回	1	1	1	1	1	1
	② 食品衛生分野における人材育成										
	食品衛生監視員の監視指導レベル向上のための技術研修の実施	衛生管理課	食品衛生監視員のHACCP研修受講率	HACCP研修受講済食品衛生監視員数/保健所の食品衛生監視員数	%	84.2	90	90	90	90	90
	③ 健康増進分野における人材育成										
	保健所職員の監視指導レベル向上のための情報共有	健康増進課	必要に応じて実施	—	回	6	—	—	—	—	—
VI 食の危機管理体制の充実											
1 総合的な危機管理											
	① 平常時、危機発生時における危機管理										
	危機管理連絡調整会議の開催	危機管理課	必要に応じて開催	—	—	—	—	—	—	—	—
	危機管理研修の実施	危機管理課	毎年度、随時開催	—	—	—	—	—	—	—	—
	② 消費者庁等との連携										
	事故情報の集約	生活・協働・男女参画課	県内発生事故の一元管理	生活・協働・男女参画課把握数(県内自治体が消費者庁へ通知した事故情報)/消費者庁発表数(県内分)	%	100	100	100	100	100	100
2 食品事故対策											
	① 食中毒防止対策										
	食品営業施設関係者や消費者に対し、食品衛生意識を啓発し、食中毒等の食品による健康被害の防止【再掲】	衛生管理課	食中毒発生件数(一人事例を除く)【再掲】 食品衛生講習会実施回数【再掲】	県内での1年間の食中毒発生件数(一人事例を除く) 県内保健所(宮崎市保健所を除く。)等で実施した衛生講習会の回数	件 回	5 315	0 320	0 320	0 320	0 320	0 320
			食中毒注意報の発令【再掲】	1月から12月までの食中毒注意報発令回数	回	1	—	—	—	—	—

基本的施策 実行施策 行動事項	取組内容	担当課	目標項目	目標項目の説明、算出式	単位	現状 R元年	R3年 (計画)	R4年 (計画)	R5年 (計画)	R6年 (計画)	R7年 (計画)		
② 家畜伝染病対策	家畜伝染病の発生を想定した防疫演習の実施	家畜防疫対策課	防疫演習の実施回数	県及び家畜保健衛生所では毎年、市町村段階では5年に1回は全市町村で実施	回	15	15	15	16	17	18		
		衛生管理課	食中毒等の事故発生時における迅速・的確な対応	随時、迅速・的確な対応の実施	—	—	—	—	—	—	—		
	③ 危機発生時の情報の共有	① 危機発生時の情報の収集と提供	衛生管理課	ホームページへの食中毒情報等の掲載	随時、迅速・的確な対応の実施	—	—	—	—	—	—	—	
			衛生管理課	緊急連絡体制の整備	整備済み、必要に応じ見直し	—	—	—	—	—	—	—	
			衛生管理課	危機管理マニュアルの整備及び対応	随時、迅速・的確な対応の実施	—	—	—	—	—	—	—	
			農業連携推進課 みやざきブランド 推進室	「食に関する危機発生時の情報伝達・共有 マニュアル」に基づく九州・山口各県間の円滑な情報伝達・共有	各県間の円滑な情報伝達・共有	—	—	—	—	—	—	—	
			生活・協働・ 男女参画課	生活・協働・男女参画課 【再掲】	県内発生事故の一元管理 【再掲】	生活・協働・男女参画課把握数(県内自治体が消費者庁へ通知した事故情報)÷消費者庁発表数(県内分)	%	100	100	100	100	100	100
				事故情報の集約【再掲】									
	Ⅲ 食の安全性確保のための試験研究及び検査												
	1 食品の安全性確保に関する試験研究及び検査												
①-1 生産段階における試験研究(農業分野における取組)	多様な地域ニーズに対応する特色ある水稲品種の育成(いもち病抵抗性品種育成)	農業連携推進課	試験課題数	毎年、1課題取り組むこととする。	課題	0	1	1	1	1	1		
		農業連携推進課	試験課題数	毎年、1課題以上取り組むこととする。	課題	2	2	2	2	2	2		
		畜産振興課	試験課題数	畜産試験場における当該試験課題研究課題数	課題	4	2	2	2	2	2		
	①-2 生産段階における試験研究(水産分野における取組)												
	魚病診断、疾病の発生状況把握、防疫指導による魚病発生抑制	漁村振興課	防疫指導実施回数	水産試験場が養殖現場において防疫指導を行った回数	回	24	24	24	24	24	24	24	
		水産政策課	効率的な養殖技術の開発に係る試験研究課題数	試験課題数	試験課題数	件	3	1	1	1	1	1	
	② 流通段階における試験研究(農業分野における取組)												
	ホジテブリスト制度に対応した農薬成分の分析及び技術開発【再掲】	農業連携推進課	分析可能な農薬成分数【再掲】	毎年新たに登録される成分の分析技術の開発	成分	500	510	580	620	660	700		
	③-1 HACCPに沿った衛生管理体制の充実(食品衛生分野における取組)												
	計画的に県内産野菜や輸入野菜等を収去し、残留農薬、抗生物質、合成抗菌剤等の基準に合致しているか否かの検査の実施	衛生管理課	食品衛生監視指導計画に基づく食品検査率【再掲】	検査した食品数÷「宮崎県食品衛生監視指導計画」の検査計画食品数	%	100	100	100	100	100	100		
③-2 HACCPに沿った衛生管理体制の充実(食肉衛生分野における取組)													
県内産食肉等の抗生物質、合成抗菌剤等の基準に合致しているか否かの検査の実施	衛生管理課	食品衛生監視指導計画に基づく食品検査率(食肉及び食肉内の動物用医薬品等)	検査した食品数÷「宮崎県食品衛生監視指導計画」の検査計画食品数	%	100	100	100	100	100	100			

基本的施策 実行施策 行動事項	取組内容	担当課	目標項目	目標項目の説明、算出式	単位	現状 R元年	R3年 (計画)	R4年 (計画)	R5年 (計画)	R6年 (計画)	R7年 (計画)	
④ 製造・加工・調理・販売段階における研究及び検査(水産分野における取組)	安全で安心して食べられる水産物を高品質で提供するため、鮮度保持技術の開発や普及、指導の実施	水産政策課	製造や鮮度保持技術等の研修に取り組みグループ等の数	生産現場や水産試験場の実験室(オープンラボラトリー)における、漁業者や加工業者等を対象とした、製造や鮮度保持技術等の研修に取り組むグループ等の数	数	10	5	5	5	5	5	
												⑤ 製造・加工・流通段階における工業相談・技術指導
	⑥ 環境保全に関する試験研究(水産分野における取組)	赤潮発生機構の解明	水産政策課	県北海域における赤潮発生機構の解明に係る試験研究課題数	試験課題数	件	1	1	1	1	1	1
	Ⅲ 食の安全・安心確保のための各種情報の共有と連携											
	1 情報の収集及び提供											
	① 情報の収集と提供	情報収集の充実と県民への積極的な情報提供	関係各課	随時、積極的な情報の収集と提供の実施	—	—	—	—	—	—	—	—
		② 関係部局間の情報の共有と連携	衛生管理課 農業連携推進課 みやざきブランド推進室	随時、迅速、的確な対応の実施	—	—	—	—	—	—	—	—
			衛生管理課	意見交換会の開催回数	食品営業施設関係者や消費者を対象とした意見交換会の開催回数	回	5	5	5	5	5	5
	④ 消費者事故等に関する情報の収集と提供	事故情報の集約【再掲】	生活・協働・男女参画課	県内発生事故の一元管理【再掲】	生活・協働・男女参画課把握数(県内自治体が消費者庁へ通知した事故情報)／消費者庁発表数(県内分)	%	100	100	100	100	100	100
2 関係機関等との連携												
① 国、関係自治体等との連携(広域的な大規模食中毒事業等への連携及び対応)	国の食品の安全に関する会議等での情報交換・情報収集	衛生管理課 農業連携推進課 みやざきブランド推進室	随時、情報交換及び情報収集の実施	—	—	—	—	—	—	—	—	
												九州各県・政令市による情報交換や緊急連絡網の体制整備
	② 消費者庁との連携	事故情報の集約【再掲】	生活・協働・男女参画課	県内発生事故の一元管理【再掲】	生活・協働・男女参画課把握数(県内自治体が消費者庁へ通知した事故情報)／消費者庁発表数(県内分)	%	100	100	100	100	100	100
③ 国への働きかけ	自治体では対応困難な問題等に対する関係施策の充実要請	衛生管理課 農業連携推進課 みやざきブランド推進室	九州地方知事会、全国知事会等を通じた関係施策の充実要請	—	—	—	—	—	—	—	—	

